

衆議院 通信委員會 議 錄 第 九 号

平成十二年四月二十日(木曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 前田 武志君

理事 荒井 広幸君 理事 遠藤 利明君

理事 佐藤 剛男君 理事 伊藤 忠治君

理事 福留 泰蔵君 理事 矢島 恒夫君

理事 石崎 岳君 理事 今村 雅弘君

江渡 聡徳君 大石 秀政君

小坂 憲次君 佐藤 勉君

坂井 隆憲君 園田 修光君

虎島 和夫君 野田 聖子君

山口 俊一君 吉田六左門君

小沢 鋭仁君 渋谷 修君

中田 宏君 富田 茂之君

西田 猛君 中井 治君

横光 克彦君

郵政大臣

郵政事務次官

政府参考人

(郵政省電気通信局長)

参考人

(東日本電信電話株式会社 代表取締役社長)

参考人

(東日本電信電話株式会社 代表取締役副社長)

通信委員会専門員

委員の異動

四月二十日

辞任

同日

辞任

同日

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

補欠選任

野田 聖子君

野田 聖子君

野中 広務君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九十一号)

電子署名及び認証業務に関する法律案(内閣提出第九十六号)

出第九十六号)

○前田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として郵政省電気通信局長天野定功君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○前田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○前田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小沢鋭仁君。

○小沢(鋭)委員 おはようございます。昨日に引き続きまして、電気通信事業法の法案につきまして質問をさせていただきます民主主義の小沢鋭仁でございます。

まず一つ、思い出話を申し上げるのであります。が、この接続問題、私にとつても実は思い出が一つございます。

平成八年のときに、いわゆるNTTの分離分割問題、こういう話がある意味では大詰めの議論がありました。そのとき私は新党さきがけにおりま

して、新党さきがけの代表で出させていた。それで平成八年の三月の時点では、少し時間がかけてよというところで、推進する側からしたらきつと、先送りされた。こういうような話だった。かもしれない。私たちの立場としては、もう少し時間がかけてこの協議をやつたらいいではないかということでもございました。

そのときの条件の文章が接続問題だったのです。この接続問題をしっかりと解決していくことが必要だ、こういう話でございました。その文章を私が意味では、当時は三党でありましたが、案文を書かせていただいて、そしてそれを当時の自民党それから社民党の皆さんと議論をさせていただいたときに、大方それで通つたのですけれども、文章を一方所書き直しをされました。書き直しをされたというか、御本人が、これは野中広務さんでありましたが、野中広務さんが私がつけていった案文を、万年筆をこうくると回して出して書き直しをいたしました。こうじゃないと自

民党は通らない、こういう話があった。そういう意味では、その内容がどのような内容だったかに関してはここでは申し上げる必要もないのであれなんですけれども、接続問題というのは、私にとつても本当にそういう意味では思い出の問題であります。

その当時から、要するにこの問題というのはある意味では大変重要な課題としてあつて、そして今日、平成十二年の現時点においてこのような形で審議になつていて、こういうことだと思つて。さて、そこで一点、接続問題の経緯ということ

で私の思い出話をさせていただいたのですが、確認をさせていただきたいと思つております。それは、今どちらかというと、接続問題というのは日米交渉の中で話題になる機会が多いように思います。しかし、もともと、今私が申し上げ

ましたように、我が国の中に本来存在していた問題でありまして、でありましたので、電通審のところでもずっとそういう議論がなされてきたわけですね。ですから、電通審の流れというのが一つあつて、そして、日米間の問題に関しては後で確認をさせていただきませんが、そこに日米間の交渉がある意味では加わつてきたといひますか、そんなふうに糸が二本になつていて、こういうことなんでしょうかと思ひます。

そこでお尋ねでございますけれども、電通審の中ではいつの時点でこのことが話題になり、それはなぜ話題になつて、どういう視点からこの問題が議論されてきたのか、そしてつい二月ですが、最後の答申になるわけでありまして、そこそここのところを一回ちよつと振り返らせていただきたと思ひます。御説明をいただかせませんでしょうか。

○天野政府参考人 お答え申し上げます。

電通審での議論の流れでございますが、これは最初に平成八年の接続ルールのあり方を議論する場がございました。そこで、結論と申しますと、接続料を安くするための手段として長期増分費用方式の導入を検討に値するといった趣旨の答申がなされているわけでありまして。

そして、昨年の秋に、具体的に接続料の算定のあり方につきまして諮問したわけでございまして、そこでは、長期増分費用方式の導入を図ることとは、基本的には事業者間接続料の引き下げを促進して長距離通話等の従量制通信料金の引き下げの可能性を生むものであり、競争を通じて利用者の利便向上を実現する重要な意義を有する、しかしその一方、その導入いかによつては、基本料金の引き上げなど利用者間の負担変動、ユニバーサルサービスへの影響を生じるおそれがあり、このことについて社会的コンセンサスが得られてい

ない当面の状況下において、そのような事態の生じないよう配慮すべきである、したがって、具体的な導入方策としては、利用者間の負担変動やユニバーサルサービスへの影響の生じるおそれのあるケースBは適当でなく、ケースAを段階的に実施するのが適当といった趣旨の答申が出されているところでございます。

○小沢(総)委員 最後の結論の部分は、天野局長、それでいいのですけれども、そうではなくて、一たんこの場で確認をさせていただきたいと思っているのは、これが日米交渉の中で米国からのいわゆる外圧的な言動で話ではなくて、我が国本来の中でもとあった議論というのを確認させていただきたい、こういうことなんです。

それはどういふことかという、きのうも同僚の伊藤議員が質問で申し上げましたが、この接続料金というものはある意味では、ほかの業種で考えると卸売価格みたいなものだ、民間が自分のところで卸売価格を決めるのを、何で政府がそんなことに口を出さなければいけぬのか、ましてやアメリカが何でそんなことを言うてこなければいけないのか、こういう根本問題があるわけですね。

それに対して、要は、NTT改正の事業法でNTTの地域網を指定電気通信設備にして、そして指定電気通信設備だから、そのところはやはりある程度公共的な話というに乗ってくるんだ、こういうのが基本的な考え方なんじゃないか、ですから、まさに根本のところはそういうことですね。卸売価格にもかかわらずなぜこの議論がなされるのか、そこを聞きたいのです。

○天野政府参考人 まさに先生おっしゃいますとおり、我が国におきます地域通信市場におきますネットワークは、事実上NTTの独占に近い状況になっておりまして、そこに他の事業者は依存せざるを得ないという実態がございます。

ルとしての指定電気通信設備の制度を提言している、そういう趣旨でございます。

○小沢(総)委員 今まさに局長がおっしゃっているように、せんに詰めて言いますと、独占的だからこの話がやはり必要なんだということだと思ふのです。

そこで、後にもうちょっと話を広げたいと思っておりますが、ここまでは一点だけ申し上げておきたいのは、きのうからの、これは郵政省の答弁にもありました、我々の伊藤議員も指摘をいたしました、それからほかの議員の人たちもありました、現在も本当に独占的な状況だろうか。だから、これからは独占的であり続けるのだろうかというものは物すごく重要なポイントになるんですよ。

きのう、小坂さんがおっしゃったのは、携帯電話のマーケットも言いましたね。もちろん、市内の通信網という話でいえば、いわゆる固定電話の通信網という話であれば、今はそうかもしれない。しかし、新たな参入が始まっているんじゃないですか。ケーブルテレビが進展をいっているんじゃないですか。

ですから、本当にNTTの市内網というのは独占的かどうかという議論がこの議論の中の最大ポイントで、そこを、これからそれがどうなっていくだろうかということを判断するというのは物すごく重要なんじゃないかというのを御指摘申し上げたいのですが、感想はいかがでございますか。

○天野政府参考人 現在の地域通信市場におきましては、まだNTTがトラフィックで見ますと九割以上のシェアを占めております。そういう意味では独占に近い実態はあろうかと思いますが、おっしゃいますように、通信の実態が、電話からインターネットのようなデータ通信の方に急速に変わってきております。そういう世界におきましては、今、私どもは、競争促進のためにDSL政策とかあるいは加入者系の無線ネットワークを整備するとか、そういった新しい技術、手段を講じまして、NTT依存の仕組みから、一事業業者

が自前のネットワークをつくる方向に動くように私どもも促進しております、これが急速に進捗しております。

そしてまた、今御指摘ありましたように、まさに携帯電話からもインターネットにアクセスできる、そういうような実態にもなってきたところで、従来の電話ネットワークから、インターネットのようなIPネットワークへ変わってきておる実態を考えると、NTTの独占の状況も急激に変わってきている、そういう非常に流動的な状況を迎えつつあるという認識でございます。

○小沢(総)委員 まさに天野局長がおっしゃられたこと、私も同じ認識なんです。ですから、私は、この問題を考えるときにそういうことから見通しを持って考えないといけない。一言で言いますと、要は、もうNTTが電話代で生きていた時代じゃないんですよ。これはまさに電話代で生きていく時代の発想で今の問題に対応しているんじゃないか、こういうことなんだと僕は思っているのです。

後にNTTの内容の話に入らせていただきますので、とりあえずこは一人さんをおいて、経緯というところの中で、米国の交渉をちょっと振り返らせていただきたいと思います。

今申し上げたように、この問題は、もともと我が国固有の問題としてあったところに米国の交渉が起ったというのが私の認識であります。それが、それもお尋ねしておきたいと思ふ、そういう認識でいいかということでございます。

それで、ちょっと調べてみました、一九九八年の五月二十五日にバーミンガムで行われた日米次官級会合、この会合の中で、接続料の算定方式として長期増分費用方式の早期導入を目指し、二〇〇〇年春に関連法案を提出することと合意、このういふふう聞いています。これは、これは何かまとまった文書がきつと外交文書として出ているのかどうか、この会合のいわゆる国際法的な効力といいますが、それはどんなものなのか、あわせて御質問をさせていただきたいと思

ます。

○天野政府参考人 九八年のバーミンガム・サミットの直前に、日米規制緩和対話の話し合いの結果がまとめられまして、今先生が御指摘されましたように、長期増分費用方式の導入に向け、所要の電気通信事業法改正案を二〇〇〇年春の通常国会へ提出する意図を有するといった表現の報告書がまとめられまして、これが両国の首脳に報告されました。

この報告の内容につきましては国際法的な位置づけにつきましては正確に申し上げる立場にはございませんが、私どもの理解としましては、この報告の内容は、二国間のいわゆる行政協定やWTOのような多国間合意のように、法的な拘束力があるものとは理解していません。

しかしながら、規制緩和につきましては、両国政府が考え方をまとめて対外的に発表し、そして両国の首脳に報告されるという形式をとっているものですから、その内容は誠意を持って実施していくことが必要であるというふうにとらえております。

○小沢(総)委員 もちろん、米国の我が国の同盟関係を考えれば、誠意に対応するというのは私も当たり前のことだ、こういうふうにも思います。そこは私も同意をさせていただきますが、しかし同時に、法的拘束力がない、こういう今答弁もございまして、ですから、あくまでもこの日米交渉はそういうものだ、こういう構えで政府は対応していただかないといけないというふうにも思ふのです。

ですから、あくまでも、これはお互い本心に親しい国同士、信頼関係を持った同盟国同士の交渉ではあるけれども、別に決して、これを決めてしまつて、すべてそれを聞かないと日本が国際的な責任を追及されるというふうなものではないです、ねという点は、今確認をさせていただいたところでございます。

そういう中で交渉に当たられていらつしやうと、皆さん方の受けとめ方を聞かせていただきました。

いのですが、まず一つは、私は、この問題はどうか考えても、米国がこのような意味ではかなり強い主張をするという理由が思い当たらないんですよ。一般論として、そういう卸売料金が安いというのは、参入にとっては大事なことでですからそれはいいんですが。

要するに、せじ詰めていったときの、例の二・五％を四年でやる、こういう話が、いや、それじゃ全然話にならない、こういう話で、二年でやれ、そして、その後はもう一回、また別な例のB方式も考えるんだ、こういう話、このあたりは、米国のベネフィット、経済交渉ですから、通常はこれによって米国が経済的にこれくらい利益があり得ますねというのがあるわけですが、どうも見当たらないですね。どのくらい利益があるんでしょうか。それで何でもこまごまやるんでしょうね。感想で結構です。

○天野政府参事 日本は電気通信市場といいますが、やはり世界的に見ますと大きなマーケットになっておりまして、アメリカを初めヨーロッパにとっても大変魅力的な市場だろうと映っていると思います。

そこで、接続料が高いというのは、これまでのいろいろな話し合いの中でも、あるいは文書でされた中でも、いわば参入障壁であるというように言い方もしております。ですから、接続料を安くすることが有利な投資機会を生じさせるということだと私は受けとめておりますが、現実には日本の市場にアメリカ系の事業者が接続料として払っているのは数億円にすぎません。

○小沢(総)委員 今、別に具体的な数字まで聞くつもりはなかったんですが、天野局長、数億円というお話をいただいたから、そうすると、もし今払っている接続料、数億円で、これが二・五％下がったとして、年間幾らくらいになるんですか。ほんのわずかでしょ。

○天野政府参事 人 おっしゃる通りに、下げ率にもよるんですけども、私どもが主張しているAであればそんなに大きな引き下げ額にはならない

と思います。

○小沢(総)委員 簡単に二・五を二・五％と考えれば四分の一ですから、数億円のうちの四分の一、多くても二億円くらいは少なくなるのかな。経済で考えたときに、二億円が減るかどうかで、まさにサミットの直前の日米首脳会談の課題になるんですか、二億円の問題で、どうですか。

○八代国務大臣 今のやりとりを聞いておりました。

一九九八年のバーミンガム・サミットのとき、そしてまた、かつては、平成八年、自社製の時代、小沢委員も含めていろいろ、従量制から、こうした一つの接続料の算定方式というものは我々も国内で議論してきたわけでありまして、タイミグとすれば、これからの将来の情報通信時代を考えると、あのバーミンガム・サミットでそういうものが提起されたことは、やはりこれは一つのチャンスであったろうと思います。そこから、いち早くこういう形の今日のプロセスになってくるわけでございまして、アメリカはアメリカとしての将来を展望した戦略もあるでしょうし、私たちは私たちの利益ということを考えますと、そこには相入れないものも幾つか今までの交渉の中にはございます。

ですから、大した額じゃないかもしれないけれども、アジアの市場全体等々を考えてみても、よくアメリカが言うのは、NTTは非常に支配的である、こういう言葉をよく使うところを見ましても、ここにやはり、アメリカのそうした通信市場への日本に対する魅力というものは、大変大きなものが未来に向かって包含していると思えます。それを一つのターゲットにしなが、交渉の中においても、我々ともなかなか相入れない、お互いの言葉も含めた、あるいは考え方も含めた、また文化の違いも含めたものがある中で、天野局長を初め大塚対話には苦勞してきたというのを私の今率直な前半の感想として申し上げさせていただきます。

○小沢(総)委員 大臣の御感想の中にもありまし

たが、NTTが支配的である、こういうアメリカの認識というのは恐らくそうで、そのところを含めて、接続料の問題そのものは大した金額ではないけれども、中長期的な戦略としてこの問題が重要な点だろうというふうにアメリカはかなり認識している。ということは、逆に我々も、中長期的な産業政策としてこの問題は物すごく重要なんだということを認識しなきゃいかぬということですね、裏返して言うと、ということだと私は思っているんです。

そこで、今まさに話題になったことですから申し上げるんですが、二番目のNTTの内容について少し入らせていただきたいと思います。

NTTというのは、依然として特殊会社ですね。そこで、NTTに課せられている制約、そこを確保させていたきたいと思うんです。いわゆるユニバーサルサービスの義務が条文の中にある。それから、例えば市内網、東と西の会社に関しては、きのう伊藤議員が言ったように、インターネット事業等に入っていくけない、こういうようなこともあるやに思われる。

どうでしょう、NTTの、普通の民間と違いますが、こういう制約があるとすればどんなところが挙げられますか。

○小坂政務次官 NTTが民間会社と違うのはどのようなことがあるか。株式の発行あるいは役員あるいは定款変更、いろいろな形の中で認可が必要になるとかいったものがございまして。

しかし、その中で、特殊会社としてのNTTとして、ほかの特殊会社と違う点もございまして。それは、ほかの特殊会社、例えば空港、関西の関空の公団のように、役員の選任、解任に当たっても認可が必要だという場合と、東西NTTの場合にはこれは非規制になっております。利益処分等についても非規制になっております。このような、民間会社に近い部分があり、また特殊会社としての認可が必要な部分等があるわけでございまして。その中で、先ほどの小沢委員の御質問の中にあるました独占状態ということについて、私も考え

ますと、いわゆるハードウェアの独占状態ということでありまして、それからサービスの上でのという昨日の伊藤委員の御質問のように、そういう区分があるかと思うわけでございまして。

そういった中で、回線事業者としてのNTTということを考えますと、ユニバーサルサービスの提供義務があります。そういう中で、いわゆるインターネット・サービス・プロバイダーのような業務に進出できるかという点については、これはできないというように制約がある。この辺のところをとりあえずお答えしておきたいと思えます。

○小沢(総)委員 もうちょっと後で総合して聞かせていただきたいと思います。もう一つ、きのうの議論の中で、NTTがこれをやるかどうか、この判断は、ある意味では合理化が進むかどうか、それがかなり大きな要因の一つだ、当然そうですね。卸売価格を値下げして、今まで入ってきた収入を減らしてもやるかどうかというのは、社内コストをその分下げる、こういう話でありますから。

そこで、どの議員の質問だったかちょっと記憶がありませんが、だれがどういって根拠で合理化というのがあるのか、こういう話があったように思えます。本来は、会社はみずからの意思でみずからの経営責任の中で合理化も行い、そして同時に、卸売価格あるいはまた小売価格、それを決定する、こういうことでありますが、卸売価格の話をこうやって決められようとしているわけですから、その中で、合理化もやれよ、こういうふうに言われている。しかし、その合理化というのは、これでもうぎりぎりなのか、それともまだやれる、こういう話なのか。これは一体だれがどういう根拠で判断するんだろう。

ついでに、もう一つ踏み込んで聞いておきますが、これでもし経営が立ち行かなくなったら、だれが責任をとるんだろう。卸売価格を決められ、そして合理化もこれじゃ足りないとか何とか言われ、それで、実際にやって赤字になって、例えば倒産に直面するような話になったら、一体だれ

が責任をとるのか。ちよつとここをお答えいたしたいと思ひます。

○小坂政務次官 これはやはり特殊会社であつても経営者が責任を負う、こういうふうな考へております。

○小沢(総)委員 その前に、では、合理化の判断というのはいずれがして、どういう根拠でするかということについて。

○小坂政務次官 合理化につきましては、これは経営者であります。

既に東西N.T.T.は、平成十二年から十四年にかけてまして三カ年の中期経営改善施策を実行するという旨、公表いたしております。この内容につきましては、もう御存じかと思ひますが、新規採用の二年間の凍結あるいは人員の二万一千人の削減、また九千億の設備投資の節減等の内容でございます。このような経営判断をし、そして改善策を提示しているわけでございまして、これらはすべて経営者の判断としてなされているところでございます。

○小沢(総)委員 何かすこくゆがんでいませんか。というのは、価格決定はこうやって国会でも審議になって、政府がやる。合理化や何かは会社でやれ。倒産しても会社でやれ。何かゆがんでいないでしょうか。

○小坂政務次官 料金についてもというお話ですが、料金というもののうちにも、今のお話の事業者間の接続料とかいろいろな料金があるわけでございます。ユーザととの間の料金等は、これは全体の事業計画の認可ということにはございましてけれども、基本的には会社が決定をすることができるところでございます。

そういう中で、今ゆがんだとおっしゃいますが、これは先ほど来いろいろ話が出ておりますように、現在の市場におきましては独占的とも言えるような市場支配力を持っているということからくる制約としての部分で、経営者としても配慮しなきゃいけない事項というふうに考へるわけでございまして、そういう意味での判断が働いている、

このように考へております。

○小沢(総)委員 政府の御答弁としてはそういう御答弁しかないです。ね、現時点では。

ただ、本当に、これからのN.T.T.という企業のあり方ということで考へていったときに、少しこはやはり改善をしないといけないのかぬのじやないか。これはそういう視点も持っていただけだかろうと思うんですね。そうしないと、現時点では、先ほど小坂さんが御答弁なさったような御答弁しかあり得ない。それは私も、今の法体系あるいは制度の中では、そうだとはいふのはわかるし、しかし、これはやはり少し変えていかなきゃいかぬのだな、こういうふうな思ふものですから、幾つか御提案も含めてさせていただきたいな、こういうふうな思ひます。

そこで、きのうからこれも議論が出てるところでありますけれども、まず、先ほど来話が出てくるユニバーサルサービス。これはきのうの小坂次官の御説明の中でも、ユニバーサルサービスのあり方というのが、携帯電話が普及してきている中で考えられなければならない、こういうお話がありました。固定電話のユニバーサルサービスという話だけでユニバーサルサービスを考へるという時代はもうそろそろ変わった、こういう判断なんではないか。そこはいかがでしょうか。

○小坂政務次官 時代の変化とともに、概念というものも変わるものだと思つております。そういう意味では、ユニバーサルサービスは、当初の音声による通話という部分だけで考へていた時代から見ると、大変に拡大しているというふうな思ひます。それでは今何がということを一言で言うには、まだ過渡期であつて、これは十分に慎重に検討して、本来のユニバーサルサービスというのは何かという部分を検討する必要性がある、このように認識しております。

それから、この際、先ほどの話の接続料の部分、事業者間接続料でございますけれども、昨日の東日本の社長の答弁で、接続料収入は約一兆円であるという話がありました。これのうちに占める米

国事業者のという先ほどの話でございましたが、二億円というものは現在の支払い額ですから、これは事業が拡大する、参入業者がふえるに従つて拡大していく性格のものであります。ですから、いわゆるグレートウエーの通過料みたいなものから、この部分がそういう意味で重要視をされるという部分はあるんだらうという認識を持っております。

○小沢(総)委員 一点、今の御答弁をさらにちよつと聞かせていただきたいんですが、慎重に検討する、こういうおっしゃり方でありましたが、要は、慎重に検討するというのは、私から見ると、ユニバーサルサービスのあり方を見直していく検討をするというふうな受け取るんですが、それではよろしいですか。

○小坂政務次官 そのようにいろいろな有識者の意見、また事業者の意見、また郵政としての意見を踏まえて検討させていただきたい、このように思つてるところでございますし、また、そのユニバーサルサービスというものの一つの枠組みが決まりましたら、それをどのような形で負担をしていくかということについてもあわせて、これは検討課題としていきたい、こういうことでござい

ます。

○小沢(総)委員 ありがとうございます。

私も検討申し上げながら、また、適宜、必要ときには意見も申し上げさせていただきます。い、お願いをしておきます。

そこで、ユニバーサルサービスの見直しをしていく中で、同時に出てくるのがいわゆるクリームスキミングの話ですね。片やユニバーサルサービス、片やクリームスキミング、こういう話。この接続料金問題に関しては、私はいろいろな皆さんと実はヒアリングをさせていただいてるんですが、一つだけ大変、ある意味ではアクレシブな意見を紹介しておきたいと思つてゐるんです。これは、N.T.T.が接続料金の問題で、ある意味では頑張つて下げないというか、日米交渉も含めて、頑張れば頑張るほどありがたい。それは、

新規参入を考へている方々からそういう意見が出るんですよ。いいですか。N.T.T.がこれで頑張つて料金を下げなければ、我々はそれのもつと下につけられる、それの方がいいんだ、そういう意見です。ですから、これはN.T.T.の皆さんも、本当にある意味では心して聞いていただく必要がある議論だと思ふ。

かなりこの分野は、御承知のように熾烈な戦いになってきていますから、ですから、我が民主党がとにかくみずからの意思で、同時にまた、これからの時代のことを考へると通信料金の低廉化というのはやっていかなければいけないということ、鳩山代表がみずからクエスチョンタイムでも言い、代表質問でも言っているのはまさにそこにあるわけであります。そこは本当にお互い真意をわかつて理解をし合ふないと、逆に倒れてしまふんですよ。クリームスキミングでやられてしまふんですよ。やられてしまふというか、逆に、守ろうとしているものも守れなくなる、こういう話が一方向であるんだということなだらうと思ふんです。

ですから、そういう意味で、先ほどのユニバーサルサービスの問題、あるいはまた業務の規制緩和の問題、それを政府にもぜひ考へていただきたい。

あと、具体的に言うと、先ほど天野局長からお話がありましたし、小坂次官からも話がありましたが、DSLの問題であるとか、あるいは無線網でのインターネットの接続の問題であるとか等々、あとケーブル、これが進んでいきますと、必ずしもこれからの時代、独占的であるという話が、電話網という、それは独占的のハードは持つておるのかもしれないが、本当に、サービスの側からいいたときに、そういう時代ではなくなっているというふうには私は思ふし、まさに新規参入者はそういうのを使得やろうとしてゐるわけですね。

ですから、ぜひそこところは、逆に言うと、N.T.T.の業務の縛りを外してあげないと、これは

もう、とにかく固定電話に縛りつけて、電話料だけで生きていけ、値段は政府が決めるという話ではもたないと思うんですけれども、いかがですか。

○小坂政務次官 NTTの再編は、御存じのように、昨年から始まったところでございます。そういった意味で、この枠組み、また、東西NTT、地域会社としての業務、その内容等につきましての見直しという点につきまして、ここで議論をするにはまだ時期尚早であると思いますが、お説のとおり、この分野は大変に変化の激しい、進歩の激しい分野でございますので、その辺には注意しながら、いつまでも余り時間があると思ってい

るわけではなく、そういう点も検討したいと思っております。

東西NTTは、また分割前のNTTとしても、私の認識では、常にいろいろな分野でのユニバーサル、すなわち、デジタル交換機の導入とかISDNの普及とか、こういう意味においても大変な努力をして、世界に先駆けてきた。

しかしながら、この分野は、その先見性のために、逆に、別の技術進歩によつて、それが逆の意味を持つこともある。すなわち、おっしゃったようなDSL、ADSLといいますが、DSLの導入に関しましては、ISDNが入っていったために、逆に技術的な検討を強いられたということもあるわけでございますので、そういった点にも注意しながら、次のステップでの光ファイバーの導入に向けておくれをとらないように、しっかりとした体制をつくっておくことも必要だ、そのように基幹的事業者としての認識を持っております。

○小沢(総)委員 まさにその光の話も次に聞かせていただきたいと思います。その前に一点だけ、日米交渉との関係も含めて聞かせていただきたいと思います。

今言ったように、規制緩和をして手足を自由にさせてあげるといことが一方方向性としてある。その中で、今次官が、再編論というか、機能論も含めて検討を、こういうお話があったわけだけれども、ここは、ではちよつと、一点だけ聞い

ておきます。今までの再編論も含めて、見直しをある意味では考えていたわけですか、きのう伊藤議員が言った垂直統合とかそういう話を聞いて。

○小坂政務次官 これはむしろ大臣から御答弁いただくべきかもしれません、再編について議論をする、どここの部分についてというのはまだ時期尚早だといふふうに思っております。

○小沢(総)委員 それでは、お願いだけ申し上げておきますが、もちろん、今の政府の立場はそう簡単には言えないんだらうと思いますが、きのうも議論が出ていますように、アメリカもAT&Tの分割が行われて、その後のまた新たな再編が起こつておりますから、これは決して、平成九年に決めた、昨年実施したNTTの分離分割、これが未来永劫ずっとこのままではいかなきゃいかぬという話ではない、もう世界的に見てもそういう時代ではないということを見ても民主主義としては考えているというのをまず申し上げておきたいと思ひます。

それから、もし、ある程度今のままの形で恒常的にいくのであればという前提で考えますと、そうすると、きのうも話がちらつと出ておりました、連結納税制度、これをどうするかというのがあるんですね。

これは、御承知のように、我が国では持ち株会社方式が導入されて、当然、持ち株会社方式というのが出てくれば、連結納税というののもそれに付随して出される議論なんだけれども、ここは中断されている。NTTだけじゃなくて、一般論として検討はされているけれども、導入はされていないという大変不可思議なことが起こっていると思ひます。

例えば、今のNTTグループの形態が進むのであれば、連結納税制度は当然想定される話だった、こういうふうな思ひで、それがあつて経営としてやり方がかなりまた違ふんですね。アメリカは、当然のことながら、連結納税制度が全部一般的に行われていますから、ですから、日米交渉の中でも、別に、では、それはわかつた、連結納税制度でこつちはやる、こつちもやると、アメリカが

それで反対することは無いと思う。ですから、これはどうですか。前向きに考えませんか。

○八代国務大臣 私たちは現在の税制では連結納税ができないという状況なんですけれども、IT革命等々いろいろビジョンを、将来展望なんかを考えていきますと、郵政省としては、これまでの通信事業者の分社化というののもこれから活発化していくでしょうし、あるいは新規事業分野への進出や事業の再構築を行いやすい環境という点を考えましても、やはり連結納税制度の導入を積極的

に税務当局には要望していききたいと思ひます。政府税制調査会の答申では、「連結納税制度の導入を目指し、鋭意検討を進めることが適当」と、こういう文言がありますし、意見が述べられておるわけでございます、ちよつと心強く思ひます。

アメリカのそういう御指摘のような意図についてはコメントは差し控えるといつたしましても、連結納税制度は既に米国でも導入されているわけでありまして、郵政省としては、引き続きこの点は、今後の展望を考えると、そういう方向を私たちの気持ちとしてはしっかりと要望はしていきたい、こんなふうな思ひしております。

○小沢(総)委員 もう本当に、ぜひ大臣、ここは頑張つてやつていただきたいな、こつちもやうに思ひます。

それで、振り返つてみますと、NTTの持ち株会社を中心とした分離分割法は、実は全体の持ち株会社を決めた、これは商法なんです、その改正より前にやつていたんですよ。

あの当時、僕は本当に不思議だった、不思議という、日本の全体の制度に持ち株会社制度がないのに、何でそれができるんだらう、こつち一瞬思つたけれども、そのくらいこの法案は特殊な形でできているんですよ。だから、連結納税制度だけが、まずここから始まつてもおかしくないくらい、い

それから、先ほどの小坂さんの答弁の話にも入つていくのですが、要は、そうなつてきますと、あとはNTTが今抱えている課題として、光ファイバーの敷設という話があります。これは平成五年の電気通信審議会でも、民間が主導して行つ、こ

ういう基本方針があつて、NTTがみずからの力でやつていくわけですが、もう時間も余りありませんから端的にお尋ねしますが、こんなことをやつていて光ファイバーを敷設していく力が残るんですか。

○天野政府参考人 先生御指摘のように、光ファイバー整備は重要な国策になつておりまして、民間主導の原則のもとに、政府としても特別融資措置など積極的な支援策を講じておりまして、NTTもこれに対して積極的に取り組んでおりまして、十一年度末まで全国の加入者系の光ファイバー整備は三六%をカバーするぐらいになつてきている状況でございます。

今回、NTTは中期経営改善策を発表したわけでありまして、この発表時におきまして、光ファイバーへの対応は十分であるというふうなNTTのトップの方の話が出ておりまして、私どもは引き続きNTTとしても積極的に取り組んでいくということをお願いしているわけでありまして。

○小沢(総)委員 今のNTTの方もできる、こつちもやうなところに水を差すつもりはないのです、こつちも改善策の概要を見ても、かなりしっかりと赤字で苦しむわけですね。もともと、西日本はつらいです、それに今回の接続料の話が加つて、かなり赤字になるわけですね。そして、その赤字になつて苦しんでいく会社に、我が国情報通信政策の根幹とも言える光ファイバーの敷設を本当に託しているのかということですね。

私は、こつちも民主党も実は最終的にまだ意思決定ができておりませんが、いろいろな議論をしてい

していかないといけないのではないか。

それから、先ほど天野局長のできるというお言葉がありました。そのできるといってお言葉をもう少し中を詰めていきますと、何年でできるのか、こういう話になるのです。十年たつたらできるという話では、ドッグイヤーと言われるまでに情報通信分野では遅いわけで、まさにそのスピードが競われているわけですから、どこよりも早くできるというのが日本の目標にならなければ私はいけないと思う。光ファイバーの全国展開はどの国よりも早くできるというのが日本の目標にしなければいけないと思っているのです。まず、そういう民主党の意見を申し上げておきます。

それから今度は、では、世界の例を見てみると、やはり都市でやってきています。ストックホルムの例をよく申し上げますが、ストックホルムなんかは、都市としてスウェーデンがやってきています。ですから、恐らくこれから、私は、日本の中の自治体も、かなり自治体としてやっていくところが出てくると思います。都市基盤整備として、そこに民主党はきつと資金をつける。それからそれは事業者として敷設をするところに資金をつける。これが一つと、それから、あと引き込みですね、各地が引き込む、企業が引き込む、あるいは個人が引き込む、引き込むときにそこは補助金をつける、こういう形が僕はあり得ると思うんですが、いかがですか。

○天野政府参考人 光ファイバー整備につきましましては、私どもは当初二〇一〇年に全国整備を達するという目標を掲げておりましたけれども、その後のいろいろな経済政策によりまして、これを前倒ししまして、できるだけ二〇〇五年までに全国整備を図るというふうになっておりまして、それに取り組んでいる状況でございます。これまでは比較的順調にきていたと思っております。

NTTも、これからの戦略的なことを考えますと、光ファイバーによりましてよりハイレベルのサービスを提供していくことがこれからの生き残りにとっても非常に重要であろうという認識があ

ろうという意味で、積極的な取り組みを考えていると思いますが、しかしながら、大きな需要が見込まれない地域等いわゆる不採算地域におきまして光ファイバー整備は、民間主体で完全にやっていくのはなかなか難しい問題であるということも理解されます。そのため、先生が御指摘のように、自治体が整備する場合の課題あるいは補助金の必要性など、関係省庁とも十分連絡をとりながら、全国的に均衡のとれた情報通信基盤整備の促進策を検討してまいりたいと思っております。

○小沢(総)委員 ぜひやりましょう。それで、民主党としてはかなり具体的な案も実は持っておりますけれども、きょうはまだ発表しないことにいたします。近いうちに発表をさせていただきますが、パシンとすさまじいパンチのある提案をさせていただこうと思っております。予告編みたいな話で恐縮でありますけれども、とりあえず、それはしませんが、そういう方向転換といえますか政策転換をしていって、やっていくべきということだけ申し上げておきます。

それから最後に、情報主権という考え方についてちよつとお尋ねをしたいと思ひます。これは大臣にぜひお答えをいただければありがたいと思いますが、先ほど来いろいろ話をさせていただきましたが、情報通信分野はかなり戦略論、戦略性が高まっているわけですね。これは次の時代に物すごく重要だ、こういうことでしょうから、かつてのいわゆる自動車とか、かつての繊維とか、まさにそういう意味での恐らく産業政策論があるのだからと思ひます。

そういう中で、一つあり得るのは、やはり情報通信分野ですから、これはすさまじい経済的な活動の中であつても守らなければいけないものというのがあるのではないかな、他の通常の経済活動とは違って。例えば、先ほど来話題になっているNTTの地域電話網もそうですけれども、NTTに關しては外国資本の参入は二〇%のたしかあれがNTT法としてはあると思ひますけれども、要は第一種電気通信事業ではないのです。全く参

入規制はない。それはそれでいいのですけれども、では、全部一〇〇%通信基盤が外国資本になつてしまつて、それでもいいのだろうか、こういうふうには単純に思ふものですか、そこに關しての、いわゆる情報主権ということでは何か大臣の所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○八代国務大臣 きこのうも議論がございましたけれども、テレビ等々を含めましたこういう情報の最も重要な部分におきましては、外資規制というものを設けておまして、二〇%を超えてはならない。これに見合うように情報戦略時代というものが到来してまいりますから、日本も鎖国するわけにはまいりませんので、これは日本からも出ていくと同時に、日本のナショナルセキュリティのなものの戦略も一方では考えながら、情報通信に關しましてはNTTがやはり基盤整備のために依存しているところはここ当分はしっかりと私たちは期待をしていかなければならぬだろうというふうに思ひます。

そのための経営改善計画とかいろいろやっておりますけれども、しかし、国も、一方では、こういう時代の競争の中で、やはり時間の問題もございまして、バックアップすべきはバックアップをし、民主党さんがすばらしいアイデアをお持ちだということでございますが、我々も二〇一〇年をさらに前倒しをしてという思ひの中で、そこにはそれなりの、私たちもまたあつと驚くようなアイデアを持ちながら、いろいろ考えていくことが必要だというふうに思っております。

そういう意味におきましても、東西NTTの株式の一〇〇%を保有するNTTに対しては一定の外資規制もかけていくことも必要でありましようし、また我が国がこれから情報通信分野で世界に羽ばたいていくことを考えますと、それぞれの国にどんな出ていくためには、それぞれの国の、日米の今回の接続料に關しまして、九項目の、アメリカもこうじゃないか、アメリカもつと規制を撤廃しろよ、日本だけに言つてくれるな、こういうことがあつたというこもやり

とりはしておるわけですが、そういうことを含めると、ある程度は規制緩和をしていかなければならない、しかし、規制緩和する以上に相手にもそれを求めていくということをやらない、積極的にこれから海外展開ということも戦略としては図つていくことが必要だというふうに思ひます。

二十一世紀はまさにアジアの時代だと私たちは思うときに、郵政省としては、相手国の参入の障壁があるとしたならば、海外進出を図る事業者の活動を積極的に支援しながら、また国際間の協調も図つて、情報通信分野の、日本の二十一世紀のまさにリーディング産業としての立場は、時間との競争、技術力の向上、競争力の向上も含めて全面的なバックアップを私たちも政策の中でも展開していきたい、このように思つておるところでございます。

○小沢(総)委員 時間ですから終わりますが、まさに今大臣に御披露をいただいたように、本当にやはりこれは夢のある分野であります。ですから、そういう意味では、この接続料の問題、これも先ほど来申し上げてきたように、米国のプレッシャーで仕方なくやるというような話があつてはいけないし、そしてまたその手法も、合理化を徹底してにかく人を減らしていく中でやればよい、こういう話であつてもいいなくて、そこはさらにリーディングカンパニーとしてのNTTが、新しい時代にまたそれは姿を変えながらも雄々しく生き残つていくような、そういう話もしっかりとまさに考えながら、とにかく明るいビジョンを描けるような形でこの問題は解決すべきだ、こういうふうに私は思つておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

どうもありがとうございました。

○前田委員長 渋谷修君。

○渋谷委員 民主党の渋谷修でございます。先日の質問の際に、今回の政権の移行の件について、予算委員会とかその他の場ではないのに、

こういう専門技術的な委員会では取り上げるのかというようにお話しはあるわけではありますけれども、私は、政治というのは、やはり基本は人々の政治に対するあるいは政権に対する、政府に対する信頼というものが原点にあると、私どもがここでいろいろな国民生活にかかわる法律の審議をいたしても、その成立をいたした法律を具体的に行政が執行しようというときに、政府を国民が信頼していなければその実効性を上げることはできないわけでありまして、その意味で今度の政権の交代劇というのは非常に重要な問題を含んでいるという観点から取り上げさせていただきます。

たまたま、私が取り上げた後、中井先生が改めて若干指摘をいたしまして、そのときの答弁で、私に対する答弁と中井先生に対する答弁とで、その後思いつかれて訂正をされた部分がございますが、大臣に改めてそのあたりを、正確なところをお願いいたします。

○八代国務大臣 先日は失礼をいたしました。私が三日と四日のちよつと記憶違いがあったりいたしました。もう一度整理して申し上げさせていただきます。

小淵前総理の入院につきましては、四月二日曜日、日曜日は私は勤務がございました、夜二十三時三十分ごろに報道された青木官房長官の記者会見の様子は自宅のテレビで見て知ったという次第でございます。四月三日月曜日でございますが、臨時閣議の招集がございまして、そして総理の病状及び臨時代理指定の報告を行ったと、青木官房長官が国会答弁されておりました。四月三日は十一時に官房長官の会見があり、十二時四十分が臨時閣議でございました。四月四日九時に通常閣議がございまして、十九時に内閣総辞職をした、これが二日、三日、四日に至る経緯でございます。○渋谷委員 この間の繰り返しの話はもちろん申し上げません。臨時閣議が、私とのやりとりは四日という話

だったのですが、もちろん新聞記事等では三日と改訂正されて、三日の十二時四十分というところでございます。もちろんその間の空白の時間ですね、小淵さんから直接任命された大臣に直ちに急変の連絡が行かずに、自民党の幹部だけ集まって、後のことを含めたいという相談をされたのであります。報道されているところもそうでありますけれども。

そのことの重大性ということは一つあります。この間指摘をしたところでありまして、この間のやりとりの中で、その臨時閣議で官房長官のその中の口上、どういう発言をされたのかということについては、大臣は、気が動転していたので記憶が余り定かではないというお話でありまして、事前にそのことの通告があればきちんと記憶を思い起こして誠意を持ってお答えしますというお話でございました。その時点で、官房長官からどういいうお話があった、そして臨時代理ということで就任するわけでありまして、そのことの経過についてどういいう説明があったのか、お願いいたします。

○八代国務大臣 これも先日御質問があつてお答えをいたしたところでございますが、十二時四十分の臨時閣議がございまして、総理の病状及び臨時代理指定の報告を行うとともに、衆参両院議長に対して通知して、官報公布手続もあわせてするというところでございました。

○渋谷委員 官房長官が臨時代理につくというところについての根拠というのは、どのように官房長官はおっしゃったのでしょうか。

○八代国務大臣 これは内閣法の第九条でございますが、「内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。」という内閣法に基づくものと思っております。

○渋谷委員 ということは、記者会見で官房長官が言っておりました、総理と会って、そのときに総理から、まず最初は、何かあつたら臨時代理と

してやつてくれという指示、これは私どもは記者会見で官房長官からあつたわけでありまして、それは総理のそのまの言葉を繰り返したものだといふぐあいに認識しておりましたが、その後それは撤回をされて、何かあつたらよろしく頼むという抽象的な話だということだったので、それが、総理から臨時代理を頼むというぐあいに言われたというくだりは、その閣議の場ではあつたのですか、なかつたのですか。

○八代国務大臣 先ほど申し上げたことがすべてでございますし、青木官房長官の御答弁がすべてだということでございます。

○渋谷委員 私は閣議の中で話を伺っているのですが、要は、官房長官から、法的手続を踏んだ云々というのはそれは何とでも言えるわけでありまして、その前に、小淵さんから後を頼むと言われたと、法的な問題については関係者、つまりそれを専門にする人間がいますから、それを確認して、それで自分が臨時代理につくという口上なのか、小淵さんから頼まれたという口上の部分はないのか、その確認です。イエスカノーかで。

○八代国務大臣 今お話ししたことも含めまして、内閣のスポークスマンは官房長官でございますから、官房長官の発言とおりでございます。

○渋谷委員 そうすると、それは官房長官が発言したとおりであつて、大臣としては、そこで聞かれたこと、知ったことはここでは言えないという話ですか。

○八代国務大臣 そのためのスポークスマンが官房長官でございます。

○渋谷委員 ということは、その証言ということとは、説明していないということですね。もう一回、ここは大事な部分ですから。

つまり、大臣として、臨時閣議に参加をしてそこで聞いたことは、それは官房長官がスポークスマンで言っているであつて、八代大臣が直接聞いたことを大臣がみずからの責任においてここでお話しするといふわけにはいかないということ

ですね。○八代国務大臣 いろいろな意見が閣僚懇とかいろいろなものの中にございますので、それらをまとめて、青木官房長官がスポークスマンとして記者会見をして、あるいは国会御答弁を通じて語られることがすべてでございます。

○渋谷委員 今のお話を聞いていてわかるのであります。他の国のメディアから、この政権交代劇について旧ソ連のクレムリンのようだという話がありましてけれども、今のお話を伺って、小淵総理から直接任命された大臣が、これほど重大な政権の交代の問題について、官房長官が一人で主役になって、小淵さんから話を聞いた、臨時閣議をみずから招集して、さらにもちろん総辞職にまで至るわけでありまして、その間のことは官房長官が全部やるわけですね。証明する第三者がいらない。これはクレムリンのようぢやなくて、旧ソ連のクレムリンそのままじゃありませんか。○八代国務大臣 お答えはございません。クレムリンというのはクレムリンでしょうから。日本は日本でございます。

○渋谷委員 閣議の中でいろいろもろろ取り上げられること、国益にかかわること、そのことが結果として表に出て、国益を損なつてはならないなどという、それは常識的な話はわかるのです。ところが、私どものこの国の、そしてまた議会制民主主義という点では一番原点の政権の交代という点について、小淵さんに任命された大臣みずからそのことをきつと責任を持ってその場であつたことが証言できないという話になりますと、当然のことながら、この間マスコミでも報じられていくように、政権自体に対する信頼性ということが問われることになるわけですね。小信を守つて大信を失うという言葉があります。小信を守つて大信を失うというのは、小さな信義を守つて大きな信義を失うということなんです。私どもの普通の庶民の生活の中では、自分の身を守る、自分の家族を守る、自分に親しい仲間のことを大事にしてあげる、一緒に共有する組

織を守るというのは、あるときにはこれは美徳でもあるのです。そういう形で社会というのはでき上がっています。

ところが、公的な立場につく人間あるいは政治家がこうした形で、いわば自分の身を守る第一、自分の懐に金を入れることが第一、自分の身を守ることが、身内を守ることが第一ということになります。これは権力の乱用につながって、さらに腐敗につながっていくのです。

ですから、小さな信義を守って国民の信頼を失うということが一番大きな信義を失うということになります。そういうことを絶対に行つてはならないというのは、これは公的な立場にある人間、政治家であれば当然の話でありまして、私どもから言わせれば、この間の政権の交代劇はどう考えても、皆さんももちろんそれぞれ憲法等勉強されてきているとは思いますが、国民主権と言いつながら、国民にとつて一番関心の高い政権の交代の経過について、そのことが透明性高くきちんと報道もされない、医師団のきちんとした公式な発表もないということになれば、国民主権というのは皆さんの頭の中にあるのです。自民党主権じゃありませんか。

○八代国務大臣 主権は国民にあるわけでございますし、私たちもその国民から選ばれて国政を担当させていただいております。

渋谷委員のお説は説として今拝聴いたしております。私たちがいろいろな考え方を、また取り上げ方がいろいろありますが、私も、内閣総辞職した後、また森内閣がプロセスを正式に踏んで誕生して、衆参の国会におきまして、本会議場におきまして首班指名されて、それから私どもがまた再任という流れになったわけでございます。

そういう意味でも、引き続き郵政行政の推進のために一生懸命頑張っていきたいと思っております。で、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。○渋谷委員 根源的なところを間違っていれば、その後の手続はもちろんそれぞれ公のところを踏

まれたわけでありませうけれども、その根源のところは大うそがありますと、これは信頼されないというところになるわけでありまして、もうこの繰返しはやめにしましょう。いずれにせよ、せつかくの法案の審議の場でありませう。

私もとすれば、あるいは私とすれば、きのうの森さんの党首討論でのやりとりを聞いていても、公と私の区別があるのは私だつて知っているのです。これは私のレベルでいえば、家族の思いとかその他は当然考えなきゃなりませんし、その公と私の間にグレーゾーンがあるわけですね。そのグレーゾーンの問題でいろいろ問題が起るから、公務員倫理法もつくらなければならぬ、いろいろなルールもつくつてそれを明確にしましょう、その情報を明らかにするために情報公開法もつくつていこうということに時代としてはなつてきているわけですね。

我々の立場でいえば、したがって、私というよりも公を大事にしなければならぬということである。この場に集まつているわけでありませうから、やはり誠意を持った姿勢、これがありませうと、選挙区がお隣同士でありますから、ぜひ大臣、この厳しい思いがありませうと、やはり世間の常識が国会の中では常識で、私は、私個人に対して、どうも納得がいけない、うさん臭い政権のもとで皆さんが提案される法案を審議するというのは、私自身に対して、今どきの若者の言葉で言えば非常にむかついてるのです、正直な話。こういうところで私が法案審議をするのは果たして正しいのかどうかということを感じながらやらざるを得ない。そういう政治家もいるということとはぜひ理解しておいてください。

そこで、法案の審議ですが、今回提起されている問題でありますけれども、一般にちよつと誤解された部分もありまして、先ほど小沢委員からもお話がありました。要は、今回の問題は事業者間の接続料金の問題である。一部誤解もあつて、どうも、インターネットの接続料金が他の国から比べると高いのでこれを削減する、それは大いに

結構な話じゃないかというようなことで誤解された向きもあつたようです。

業者間の接続料金の問題につきましては、それぞれ専門の方々が取り上げてやっております。先ほどわかりやすく、それは卸売価格というぐあいに言いましたが、事業者の方がその卸売価格で当然仕入れをいたしまして、仕入れ価格が安くなりまして、結果は小売価格に当然はね返ってくるわけでありまして、インターネットの接続料金の問題とは違つたという話であります。これはそういうインターネットの接続料金を払う最終ユーザーの料金に対してどのようにはね返ってくるのでしょうか、あるいは全くそれは影響のない話なんではないでしょうか。

○小坂政務次官 事業者間の接続料にしましては、インターネットとの関係でいいますといろいろな接続形態が考えられます。

最近、定額の低廉なサービスを導入いたしましたNTTのISDN定額サービスは、いわゆる加入者の回線から局に入りまして、局の主配電盤というものを通過して交換機へ行くわけでありまして、その主配電盤でこれを接続しているという形をとっておりますので、いわゆる今問題になつております交換機の部分を通する事業者間接続料には関係ない部分で起つていっているわけでございます。

そんな意味で、ISMという、交換機に相当するISDNの分配機といいますが、接続機といいますが、こういう部分、あるいは、同じように、ADSL、DSLという非対称の新しい技術のデジタル通信技術でございますが、この接続の方法も、同じように、MDFと呼んでおります、メイン・ディストリビューション・フレームといいますが、このMDFのところと接続している。したがつて、この部分でやつていられる限りにおいては、接続料はインターネットとの関係においてははね返つてこない。

しかしながら、それ以外の通常の接続方法をとれば、これは通話と同じでございますので、そう

いう場合に關係してくる、このように理解しております。

○渋谷委員 はね返ってくる部分で言いますと、日米の格差というのは今どんなふうになつていいますか。

○小坂政務次官 日米の格差といいますが、御質問の趣旨がいま一つ理解したいんですが、格差というのは料金的な……(渋谷委員「料金格差」と呼ぶ)

料金格差、これは先ほど話ございましたが、東西NTTの収入の中で見ますと、接続料収入というのは現在約一兆円というふうに昨日の東日本の社長の答弁がございました。それをはかつて計算をしまして、米国の接続業者が日本に支払つていく額が約二億円程度であつたという話も先ほど出ておりました。そういう部分でございまして、何を米国との比較にするかということと基準がないものですから、もう少し細分化した御質問をいただければ幸いです。

○渋谷委員 きょうは私も資料は持つてきていませんが、それぞれ統計が幾つか出ておりまして、その中では、後ろにあるんでしよう、資料。

だから、具体的に、一般的に言われているような意味でインターネットの接続料について日米の比較というのが、限定的でいいですよ、一般論ではなかなかそれは難しいでしょう。限定的にこのくらいの格差がありますというところがわかりましたらお願いします。今資料やりとりしているから、あるんだつたらお願いします。

○小坂政務次官 今出ました資料は、定額の料金は米国と日本では幾らかという資料が出てまいりましたので、それを御質問ではないというふうに言いましたところでございます。御質問は、接続料に關してでございますので、今あると言つた後ろの方で何か紙を出してございまして、インターネットの定額の料金は米国と日本は幾らかというだけでございます。

○渋谷委員 余り中身の無い話をやりとりしていても仕方がないので、きのうでしたか、アメリカ

のクリントン大統領の報道が、それは正確かどうかということは一つありますけれども、インディアンなどのマイノリティーに対して、社会的弱者あるいは少数民族という意味になります、クリントンは、月のインターネットの接続料を一ドルにするという発言をされたニュースなどが出ておりました。同じことを日本に導入するとかなんとかなんとかというそんな話をしているわけではありません。

ただし、これだけ情報通信を中心にしたし、日本の社会の変化というものが激しく速く進んでいるという状況でいいますと、実は、私どもの後から来る世代の広範なこの問題に対する関心、認識というのを高める意味でも、例えば学校とか大学とか、あるいはこういう問題を専門にやっている研究室とか、二十四時間やはり接続していかなくてはならないような施設などがありますね。例えば図書館などでもこういうものを置いておくとか、だれでもそれにアクセスできるとかいうことでいえば、こういうところについては、そういう意味での接続料金、最終小売価格という意味ですが、その接続料金を思い切った政策的に安くしてやる、あるいはただにたつていいというぐあいに僕は思います。

全然比較にはなりませんけれども、将来の私どもにとつてはプラスにもならない長銀の処理に四兆円もの金をつぎ込むのであれば、科学技術に対する予算が三兆円ですからね、皆さん、理解してください。そういう状況でいえば、こういう分野に思い切った支援を行うというものは、考え方としてあっていいのではないかと、あいに思いますが、いかがでしょうか。

○小坂政務次官 基本的には、委員の御意見と同感でございます。この分野においてはぜひとも予算を増額して、そして国民だれもがこういったインターネットのようなものに接する機会をふやすべきだ、このように考えております。

ただいま委員のおっしゃいましたように、米国におきましては、学校等においてもインターネット接続が日本よりは約倍ぐらゐのスピードで進ん

でございました。日本も今追っかけておりますので、必ずしも最後までおくれるつもりは毛頭ございせんけれども、現状においてはそのような形になつております。

委員が御指摘の、接続料とおっしゃいましたが、それを区別する意味でいいますと、利用料とでもいいます。例えば、電話通話料とプロバイダーの料金と合わせたもののインターネット利用料、この部分では現在の日本はまだ若干高いレベルにありますが、学校等における利用料金は、いろいろな補助施設をもつて今低廉化を図っておりますし、NTTもその旨特別料金を導入しております。そんな中で、小中高等学校におけるインターネット接続は飛躍的に拡大をいたしておりますが、これから御質問なされた部分であります。これから御質問されたいと思いますので時間の関係で若干申し上げておけば、現在では約四〇％程度まで上がつてきております。学校のレベルでいえば約五〇％近くまで上がつてくると思ひまして、あと二年程度でこれを追つて全校に、こういうことで頑張つております。

○渋谷委員 来週また電子認証法の審議の時間がありますので、通信技術の分野、これからのそういった分野での振興育成策、郵政省がそれなりに責任を持つてやらなければならぬ点等々はまた改めてやることにいたします。

先ほど来の小沢さんの話も聞きながら実は思つたんですが、日米の交渉で、これは役所の方々も当然皆さんおわかりだろうと思ふんですが、一番彼らがともかく頭にくるのは、物事を小出しにして処理することなんです。日本の交渉の一番手なのは、それで、まだ奥があるんじゃないか、たたけばまだ出てくるんじゃないかというイメージを持たれるというのが一番最悪なんです。

ですから、きちんと交渉して物事を言うんであれば、根拠を示して、理屈を示してこまごまと、後は市場にゆだねるなら市場にゆだねるという中でちゃんとわかりやすく交渉しなくちゃいけないんです。ところが、ついついお役所のレベルに

任せると、物事を小出しにして、それで次から次へと何だか知らないけれどもまた新しいものが出てくるということになりますので、そうはならないように、もちろんこれは実際の窓口は外務省がやるんでしようけれども、しかし、事務方は、これは郵政省なりあるいは他の関連の省庁も一緒になつてやるんであります。

このことも含めて、この間の議論を聞いてみると、どうしても内向きの話が多いので、先ほど大臣が最後のところで答弁されておりましたけれども、要は、日本の企業がこれからそれではアメリカに対してどんどん参入していくというじゃないか、これは大いにやってくるべきですね。その可能性のある企業というのは今のくらしい挙げられるのか。さらに、それらの企業が具体的に既にアメリカに対して参入という行動を起こしているのかどうか。起こしているというのであれば、アメリカとの関係において例えば何らかの問題点、こういう点、あいう点、日本だけじゃない、こういうアメリカの参入障壁というものはあるんだという指摘があつて、役所の方にそういう問題点というものは上がつてきているかどうか。

その問題点等があるとなれば、その解決に対して、外務省はきょうは呼んでいませんから、郵政省としてはどういふ交渉をしていて、何回やつていて、どこまでそれが進展しているか、時間がないうものでちよつとまとめて言ひましたが、よろしくお願ひします。

○八代国務大臣 では、時間つなぎにちよつと申し上げておきますと、まさに情報通信分野は、もう国境はなくなつていくだろうと思つております。守るべきものは私たちは守つていかなければなりません。しかし、守る以上は、相手も規制緩和をしてくいふことをやりながら、しかし、結構アメリカにもそういう意味では大変規制のバリアが強いという意図で、私どもの参入のいろいろなことの手続の中にも、八カ月待たされていふとか、それはだめよとか、あるいはお金を吹かけられるとか、幾つかいろいろなものが実はあ

るわけですね。そういうものも、お互いに対話をしながら、協調しながら、そして規制緩和すべきは規制緩和する、しかし一線を守るべきものはしっかり守つていく国益という観点、これらも組み合わせながらやつていくことが大切だと思ひます。

たしかさき言われたように、余り懐にたくさん持つて小出しに出すというのは日本の外交の下手なところでありまして、最初からワシントンへ臨む人たちに申し上げたのは、もう全部あけっ広げ、中身を何も持たずに交渉するぐらゐの形をやらなさいとアメリカに予断を与えよということ。これを私も申し上げたんです。これからは、そういう国際社会の外交の手段手管も我々勉強することが非常に重要な時代だ、こんなふうにして思つております。

○小坂政務次官 渋谷委員とは初当選が一緒でございますので、何と資料を探し出してお答えしようと思つたんですが、どのような企業が今外国へ出ていてそれがどういふ状態になっているか、これは質問通告もいたしておりましたものですが、残念ながら資料がどうしてもございません。

申しわけございませんが、その部分は省略させていただきます。対米交渉の上での参入障壁になつていふ部分、この点につきましてはお答えを申し上げたいと思ひます。

私ども、日米の対話、規制緩和の中で要望している事項が九つございます。米市場への参入に關しまして、外国事業者等の米市場参入に関する審査基準が、通商上の懸念とかあるいは外交政策とか、あるいは競争に対する非常に高い危険意図のような、言つてみれば裁量の幅が広くて恣意的な運用が可能な審査基準を設けている。こういうことはやめてもらいたい、こういうことを申し上げております。

また、ベンチマークに關するFCC規則というのがありまして、ITUにおいて国際精算料金の勧告案が作成されているわけですが、米

政府は、一方的に決めている自分たちの参入規制となるような基準、ベンチマーク関連のFCC規則を持っておりまして、これを削除せよという要求を出しております。

また、州レベルの規制がございまして、州ごとに異なる免許申請手続を定め、あるいは申請者の過度な負担を強いるようないろいろな規定を設けております。これは統一してもらいたい。そうしないと、州ごとに全部調査をしてその書類をそろえる、米国全体に参入しようとする大変な書類の量になって、これは参入障壁である、このように申しております。

それから、相互接続に関しまして、州際アクセスチャージ、州と州にまたがるアクセスチャージにつきまして、米国政府は我が国の方の政策決定と同時に州際アクセスチャージへの長期増分費用の導入をするべきだ、こんなふうに私ども言っております。この部分に入っていないのに我々日本に要求するのは不当である、このように主張いたしております。

また、モデル作成の透明性という意味で、米国政府は、FCCにおける長期増分モデルの作成作業をやっているはずなんですけれども、その作業の内容について透明性が確保されておられないので、これをもっと明らかにしてほしい、このようにも主張いたしております。

さらに申し上げますと、接続料算定方式へのアクセス、速記がちょっと追いつかないかもしれないんですけど、あれでございまして、米国政府は、各州における接続料及びその算定につきまして、外国の関心の有する者の容易なアクセスを確保するようにしてもらいたい。

そして、あと簡単に申し上げますが、インターネットサービスに係る国際回線費用の負担のあり方について、あるいはドメインネーム登録・管理の、ドメインという、何といいますが、インターネットに接続されたコンピュータの住所みたいなものでございまして、このドメインの登録・管理の公正な国際競争環境を整備しろ、こういうこ

と。また、商用の衛星等に係る規制ということでございまして、我が国の企業が発注した商用衛星に係る技術情報を速やかに入手できるように、さらに輸出許可及びTAA許可に係る処理等を改善してほしい。

このように、九つにわたります要望を、私どもとしては至極当然のことと思っておりますが、これらの要求を出して、交渉に当たっているところでございます。

○渋谷委員 時間が参りましたので終わります。今のお話を伺いながら、そういうことを、やはり国民の皆さんにわかるようにきちんととつてアピールする必要があるだろう。ついついアメリカからたたかれているという内向きの雰囲気ばかり広がるというのは、決していいことじゃありません。このことは、やはり事実は事実として、こういうことはきちんと物を言っているよというところでやはり行政に対する信頼というのは高めていかなければならないというふうに思います。

以上、申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○前田委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。

この間、当委員会におきまして、長期増分費用方式という問題でいろいろと論議されてまいりました。現時点で利用可能な最も効率的設備と技術を利用する前提でネットワークのコストを算定する仮想モデルということでありますけれども、アメリカでは、これを導入すると接続料金が低下し過ぎて地域会社に打撃を与える、そのために、アメリカ全体のトラフィック量の三割程度にしかこれが導入されないというお話もありました。そういうモデルだ。それだけ接続料金を劇的に引き下げるための仮想モデルということでありま

す。日本では、その方式を導入して、まず接続料金の劇的引き下げ、これによって打撃を受けるのが、ユニバーサルサービス提供の義務を負っているN

TTだ。一方、利益を受けるのは、接続料金が下がって経費が減る日本テレコムなど、このNTTのネットワークに接続している接続事業者だ。こういうことなど論議されてきたわけですね。

接続料引き下げがいわゆるエンド料金の引き下げなどのユーザーの利益になるかどうか、この点について検証していきたいと思うのです。

そこで、郵政省にまずお聞きしますが、NTTが接続料金を受け取っている事業者について、上位十社ぐらい、社名と金額を教えてください。

〔委員長退席、荒井委員長代理着席〕

○天野政府参考人 東西NTTに支払われている個別の会社十社、上位十社につきましては、お尋ねであります。具体的な社ごとの接続料金額は、個別企業の経営情報ということになっておりますので、社別の数字をお答え申し上げるのは差し控えていただきたいと思います。

なお、接続料の支払い額が大きい上位十社につきましては平成十年度の状況を概括的に申し上げますと、最も多額の支払いになっている額は約千七百億円、逆に最も少額の支払いは約四百億円、上位十社の中での状況は以上のとおりでございます。

○矢島委員 接続料金の問題で今までずっと論議が進んでまいりました。そして、私も、今の答弁から接続料金問題についてさらに質問したい、こう思っていたわけなんですけれども、今局長が言われるように、答えられない。この先、それを使つての質問というのができなくなつてきているわけですから、答えられないのですか、答えないので。答えられない方ですね。

○天野政府参考人 社別の接続料につきましては、各企業から公表しないという条件で私も入手しておりますので、お答えすることはできません。

○矢島委員 この間の論議の中でも、もう少し情報公開されればいろいろと論議も深まるのじゃないかという意見もございました。まさに、こういう重要な問題を論議している状況の中で、

できるだけ情報公開をお願いしたいし、このままの問題をやつていても仕方ありませんから、少し先へ進みます。

それでは、それがお答えいただけないということですから、NTTに接続料を払ってサービスを行っている事業所名、サービスごとに示していただけませんか。

○天野政府参考人 NTTに接続料を支払っている事業所でございますが、まず、長距離・国際系事業者としましては、第二電電、日本テレコム、KDD、NTTコミュニケーションズ社など十二社でございます。そして、携帯電話事業者としましては、NTTドコモ各社、セルラーグループ各社、IDO、Jフォン各社、ツーカーセルラー各社の三十社でございます。さらに、地域系事業者としましては、東京通信ネットワーク、大阪メディアポートなど九社、そして、その他CATVや第二種事業者などが七十六社ございます。

○矢島委員 これまで、今のお答えにもありましたけれども、中継系の業者そのほか挙げられましたが、日本テレコムなどの中継系NCCというのは、NTTへの接続料金の支払いが全経費の五割とか、あるいは四割というのもございますけれども、そんなふうに言われております。今回郵政省にいただいた資料によりまして三八・七％、こうなっております。

今答弁いただいたそれぞれのサービスごとに、各事業者の全経費に占める接続料金の割合はどうなっているか、お答えいただきたい。

○天野政府参考人 個々の会社別の状況は、先ほど同様お答えは控えさせていただきます。先ほど三社につきましては、事業者間接続料の支払い額は、売上高に對し、ただいま先生がおっしゃいましたように三八・七％、約三九％。それから、携帯電話事業者三十社では五割程度。それから、地域系事業者七社につきましては、五六割程度でございます。

これは、先生は経費に占める割合とおっしゃい

ましたが、ちょっと私どもの集計はすぐは出ませんので、売上高に対する比率でございいます。そんなに変わらないと思ひます。

【荒井委員長代理退席、委員長着席】

○矢島委員 お答えいただきましたが、私たちはこれは有価証券報告書で調べる以外にないので、日本テレコム、KDD、DDI、それぞれ私も調べてみました。

そうしますと、実際にはどれがどういふふうにつながっているかというは公開されておりましたから、一応、営業費用というものと通信設備使用料、この中の全部じゃないかと思うのですが、大部分は接続料金だ、こう解釈できると思ひますので、例えば、日本テレコムでいいますと、営業費用が二千九百七十四億円に対して通信設備使用料は千九百九十一億円、四〇%ぐらい。以下、KDDが三千三十四億円に対して千九百億円、これは三六%ぐらいになります。DDIでいいますと、二千二百八十四億円、通信設備使用料は千三百億円です。四四%。移動通信でNTTドコモを調べてみますと、営業費用というものが九千九百二十億円、通信設備使用料というものが千四百九十九億円、一五%。必ずしもびつたりと、私の知りた

い資料とは幾分異なりますが、そう大きなずれはないだろう、こう思つて幾つか調べてみたわけです。今、局長の方からは、長距離や携帯や地域でそれぞれ分けてお答えいただいたわけですが、それほど違ひはないと思ひます。

この各社の通信設備使用料というのは、今言いましたように、いろいろなものが含まれていて、それだけとは限りませんけれども、大半を占めていたろうと思ひます。日本テレコム、KDD、DDI、この三社の通信設備使用料を合わせますと三千二百九十四億円、九八年度のNTTの接続料金が五千九百九十五億円、六三%とこれでは出てきてしまひますけれども、もう少しいろいろなものをきちんと精査すれば違つた数字は出てくると思ひますが、一応そういうような数字が出てくる。ドコモの通信設備使用料というものの約半分が接

続料ということですから、ドコモと比べてみれば相当接続料金の割合が大きい、こんなことがわかつたわけです。

そこで、私、次の問題でお聞きしたいのですが、日本テレコムなどの中継系のNCCは、NTTへの接続料金の支払いが、全経費の五割まではいかないかと思ひますが、三八・七%ぐらい、四割と言つてきていました。しかし、個別に幾ら接続料金を払つていて、この間の接続料金の低下で幾ら経費が削減できたのか、こういうことを私は知りたいというのでいろいろ四苦八苦したのですが、なかなかそういうびつたりしたものがなから局長にお尋ねしたわけなんです。

前の問題もそうですけれども、やはりこういう情報を公開していただく中でより突っ込んだ議論ができるわけですから、ぜひその辺もまた検討していただきたい。個別の企業の中身の問題だからできないと言つただけではなくて、何か工夫をしてもらいたい。工夫をされた一部を言われましかつても、それだけだとなかなか論議が進まないと思ひますので、またそういう点で、この資料は出すことができるというやうな何か事態がありましかつたら、ぜひそういう資料を私はいたきたいと思ひます。お願いしておきます。

さて、この間、長距離料金というのは下がつてきたと言つておりました。郵政省にいただいた資料によりますと、接続料金については、中継交換機接続、いわゆるZC接続で、九四年度の三分間が十九・七八円から、九八年度ですと十・六四円と約半分になつていて、この資料をいただきました。それから、最遠距離料金もその間、百八十円から九十円と半分になつておりました。しかし、九四年度から九五年度にかけて、接続料金は値下げになつておりましたけれども、この間は長距離通話料金は値下げになつておりません。また、九六年度には、加入者交換機接続、いわゆるGC接続も一気に六・三三円と約三分の一以下になつております。それからドル箱の東京―大阪間の遠距離通話には、中継交換機接続、いわゆるZC接続では

なくて、この加入者交換機接続、GC接続も利用されているはずですが、接続料金引き下げ分がユーザに本当に還元されたかどうか、大変疑問であります。

そこで、いろいろとその間に報道されていることなどを調べてみました。これは三月一日付の日経の朝刊に書かれていた記事ですけれども、ちょっと読んでみますと、「今期接続費減少、テレコム二〇%増益」というのが見出しです。そういう記事の中で、

日本テレコムは二十九日、二〇〇〇年三ヶ月の経常利益が二百八十億円と前年同期に比べ二〇%増える見通しだと発表した。

売上高は四増の四千億円と従来予想並みだが、日本電信電話（NTT）がほかの通信事業者から徴収している市内電話回線への接続料を引き下げたことで利益が膨らむ。

テレコムの場合、回線接続料の引き下げ率は一二%程度となつた模様。すでにNTTに支払ひ済みの接続料の払い戻しを含め、通期で百九十億円の費用が減る。このうち、四十億円はテレコムの販売代理店に還元する。

こういう記事なんです。

接続料金は下がつたが、その分、利用者に還元されるという話はこの記事の中に出ていない。つまり、百九十億円というものが、実はこのことでもうかつたわけでありまして、そのうち四十億円は、利用者ではなくてテレコムの販売代理店に還元するという記事ですね。

そこで、郵政省にお聞きしたいのですが、接続料金の引き下げがユーザに還元されたという客観的なデータがありましたら、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

え、長距離事業者三社の平均で見ますと大体五割ぐらい長距離料金は下がつております。また、KDDの国際料金は七割程度下がつておりますので、一般的には、利用者料金の引き下げは接続料の引き下げもその要因の一つに入っているものと推察いたしております。

しかしながら、先生おっしゃいましたように、接続料金の引き下げは、GC、ZCと二つの引き下げ率の違つた状況もありますし、また利用者料金の引き下げ時期も違つておりました、必ずしも期間的な対応もありません。そして、一般に利用者料金の引き下げはさまざまな要因が絡み合つて実現しているものと考えられますので、具体的に接続料の引き下げがどれだけの利用者料金の引き下げにつながっているのかを明確に示すのは困難でございいます。

○矢島委員 結局、接続料金は下がつたけれども、ユーザに対してどれだけの効果かという明確なデータもないし、いろいろな条件が絡み合つていふのでという答弁ですが、なかなか還元されてないんですかね、実際に。それは料金は下がつた、しかし本当に接続料金の引き下げがユーザに還元されているかという、調べてみますと、いろいろな条件がありますけれども、やはりそのことでこれだけ下がつたというところはなかなか確定しにくいというのが状況だろつと思ひます。

接続料金支払いが経費の多くの部分を占めている中継系のNCCですら、実際にどれだけの下がつたかという確証を得るやうなデータが得られないでいるわけですね。

これは、九九年、去年の十一月十五日の通信興業の社説です。「接続料金の低廉化論議」、こういう表題で社説が載つております。その中で、こう書いていますわけですね。郵政省に提出された意見を見ても、電気通信事業者の中で接続料金が郵政省モデルのとおり値下げされたら、ユーザに対してさらにみずからの貢献度も追加して、自社のユーザ料金を引き下げます、こう明確に宣言する会社は見当たらなかつた、自分の都合のいい要

求だけをしているのかと疑問が生じてくる、結局、接続料金の低廉化論議はユーザ不在のエゴ論争でしかなかったのではと疑わざるを得ない、こんなふうな社説が通信興業には載せられていたわけですから。

そこで、大臣、この問題は前からいろいろ論議されているので、それなりの大臣のお考えもあらうかと思うんですけれども、この接続料金が下がった分を、本間にユーザへの料金が下がる、こういう保証はないんですか。

○八代国務大臣 いろいろな還元の方法があると思いますが、今矢島委員がおっしゃったように、お金としての還元サービスもありましようし、あるいはいろいろな意味での、情報サービスを含めた、コンテンツも含めた、いろいろな中身のサービスという点もありましようし、そのサービスの基準というのはなかなか難しいだらうと思えます。

しかし、情報通信は非常に競争時代になってまいりました、東西NNTTの事業者間接続料が低廉化されれば、NCCはその支払いが軽減されることになってまいりますから、経営に余裕が生じることとなりますね。経営に余裕が生じることになりますと、その財源でNCCにおいて、利用者料金引き下げや、あるいはまた新たな設備投資を行うことによる新サービスの提供、こういうものに振り向けることも可能なんです、その辺をお金として還元することをユーザが求めるのか、あるいはまた新しい技術開発のためのものに求めるかというのは、なかなか判定は難しいだらうと思えます。

いずれにしても、競争原理がおのずと働いてまいりますから、恐らくいろいろな角度によって、面によって、ユーザへの還元は果たされていくだらう、このように私たちも考えております。郵政省としては、NCCが電気通信事業者としての社会的責務を認識していただいて、通信料金の引き下げや新サービスの提供によって、事業者間の接続料金の引き下げのメリットを結果として

国民利用者に着実に還元することを私どもは期待いたしております、また、そのように促してまいりたいものです、こんなふうにいるところでごさいます。

○矢島委員 いろいろと期待されているということだろうと思えます。

接続事業者というのが、NNTTのこれまでの非効率的なコストの部分の部分を払うのは嫌だ、こういう主張をして、もっと接続料金を下げろ、こうやっていうわけです。見方を変えれば国民利用者も同じだと思ふんですよ。つまり、電気通信事業者に長期増分費用方式というのを認めるならば、加入者線部分あるいは市内通話部分も、もっと効率的なネットワークにしたときの料金で算定して料金を下げたらどうか、こういう意見が出てくることも、これまた一つの理屈だらうと私は思っています。

これまでのこの委員会での審議で明らかになってきたけれども、接続料金が下がったからといってインターネット料金がそれに連動して下がるといふ仕組みではないと先ほどの答弁にもありました。接続料金が下がることによっていろいろな競争が展開されるという。その競争が起ころのは、いわゆるもうかる部分だ。つまり、都市部とか大企業を対象としたビジネス。国民すべてがその恩恵を受けるというわけではないというの、一つの状況であらうと思ふんです。それは、いろいろ理屈をつけられれば、大臣の述べられたようなことがありましようけれども、直接的な還元は得られない。

そこで、接続料金の引き下げがどれだけユーザに還元されているか、先ほどの局長の答弁でもはつきりしないわけですね。そういう中で、一方は経費が減つて、例えば中継系のNCC、日本テレコムなどですね、こういうところはもうけがふえる。もう一方、NNTTの方は収入が減つて、もうけが減るわけです。それだけなら単なる大企業間の取り分の問題ですけれども、NNTTというのは、もうこの委員会でも前から論議されているように、今日、生活に欠くことのできない電気通信インフラを日本じゅうに張りめぐらしている唯一

の、いわゆるユニバーサルサービスを提供している事業者だ、こういうことになる。そのNNTTの収入の少なくない部分、大きな部分を占めるこの接続料金を劇的に引き下げる今回の長期増分費用方式について、このモデルを作成した長期増分費用モデル研究会の報告書があるわけですから、その中でも、「モデルの性格から、本モデルで算定された長期増分費用が算定対象となつた現実の設備投資の費用を下回り、投下資本の接続料による回収が困難となるといふことも場合によっては起こり得る。」というところが書いてあります。

そして現在、電気通信審議会でのこのモデル研究会のケースAというのを採用されて、日米交渉で、ケースAというのを新しい接続データで計算したものを四年間実施する、こういうことを提案しているわけですね。

そこで、郵政省にお聞きしたいのですが、この結果、東西NNTTに支払われる事業者接続料金は、四年後の二〇〇三年度、東西会社でどうなるのか。つまり、現行の制度のもとでの接続料金の収入、それが二〇〇三年になったときにはどう変わるといふことを東西会社にお示しただけですか。

○天野政府参考人 長期増分費用方式に基づくケースAの考え方を四年間で実施するとした場合に、現行の実際費用方式に基づく場合と比較しまして、東西NNTTの事業者間接続料の収入がどのくらい違いがあるのかということをお尋ねでございます。まず東NNTTの四年間での累計でございますと、現行方式に比べて九百七十億円ほどの接続料収入の減少が見込まれます。また、西NNTTにつきましても、四年間で累計で九百五十億円程度の減少が見込まれますので、東西を合計しますと、四年間で千九百二十億円の収入の減少ということになるかと思ひます。

○矢島委員 NNTTは、分割から四カ月経過した十一月に、二万一千人の人員削減あるいは約一兆円の設備投資等の削減、こういうことを柱とする

中期経営改善策というのを発表いたしました。その具体化に取りかかっているわけですから、この計画には接続料問題は織り込まれていない、こういうことを聞いております。私は、NNTTが接続料引き下げを理由にしてこの計画をさらに前倒しし、あるいは現在の目標を上乗せするのではないかとこのことを危惧しているわけですね。

そこで、その中身についてNNTTにお聞きする前に、郵政大臣にまず基本的な見解で確認しておきたいんですが、それは、NNTTの分割再編問題で、分割再編によってユニバーサルサービスや利用者サービスが後退してはならない、こういう質問に対して、あの分割再編の国会の中では堀之内郵政大臣ですが、そのとおりだと答弁されました。野田郵政大臣もそうでした。八代郵政大臣も、参議院の方の宮本議員の質問に対して、やはり、「私は、NNTTの再編成を契機として、一方の地域会社において料金の値上げが行われるなど、料金水準が現在よりも悪化する形で東西格差が生じることや、サービス水準が全体として低下することがあってはならないと考えており、これは歴代の郵政大臣も同様のお考えだったと理解いたしております。」

結局このことは、昨年の六月三十日から七月一日と分割再編が行われたわけですが、その間に後退が起これなければいいということじゃないと思ふんですね。つまり、この分割再編の各会社が競争することによってサービスが向上するということをお考えのもとにお答えになったんだと思ひますが、確認のためですが、大臣、そのとおりですか。

○八代国務大臣 参議院の交通・情報通信委員会、宮本委員でしたか、そういうお尋ねがございました。そして、今矢島委員がお述べいただいたとおり、全くそのとおり私もお答えを申し上げたわけでごさいます、まさに今緒についた日本の情報通信時代ということを考えますと、基幹産業として、また国も大きな株主でございますから、郵政省としても行政指導を当然していくことも必

要だと思っております。

そういうことをもろもろ考えていきますと、このユニバーサルサービスを含めて、まさに東であれ西であれ、確かに経営状況は厳しいし、そしてまたリストラ等々も含めた経営改善もしていかなければならない苦しみがあるにいたしても、サービス低下というようなことがあってはならないという私たちの考えは不変でございます。

○矢島委員　そこで、NTT東日本の社長さん、いらっしゃっていただきまして、ありがとうございます。

この中期経営改善策ということについて、これから幾つかお尋ねしたいわけでありまして。その中で、業務運営効率化施策ということで、窓口サービス拠点の統合計画が含まれております。

そこで、その問題でお聞きしたいんですが、実は私、埼玉県の出身であります。地元が埼玉県であります。NTTの埼玉支店お客様サービス部署営業企画担当、こういうQ&A、つまり、窓口がなくなるので、ひとつお客様からいろいろ問い合わせがあったらこういうふうに答えてもらいたいというので、「大宮営業窓口（お客様サービス担当）」閉鎖に伴うQ&A、つい最近、ことしの四月六日に出されたものであります。

この中をいろいろ見てみますと、例えば、こういういろいろな質問に対してこう答えなさいというのがあるんですが、まず、名義変更したいがどうすればいいのか、こういう質問に対しては、郵送していただくか、上尾営業所などほかの窓口に行つていただきます、こういう答えになっている。では、臨時電話の申し込みはどうするのか、こういうのに対して、口座振り込みか上尾営業所に御足労願う、こういうふうになっていきますね。それからまた、電話機の購入をしたいがどこへ行けばいいのかということに対しては、これも上尾営業所。それから、電話帳を見たいがどこに行けば見ることが出来るか、これも上尾営業所に御来店いただきたい。以下、料金明細を確認したいがどこへ行けばいいか、上尾営業所。テレホンカードに

よる料金支払いはどこで扱うか、上尾営業所。テレホンカードの磁気が消失したがどこで扱うか、上尾営業所。結局、いわゆる窓口サービスが閉鎖されれば、ほかの窓口に行くしかないわけなんですね。

そこで、NTTにお聞きしますけれども、この営業窓口業務の拠点が、九八年度末で東会社が三百三十五、それから西日本で三百八拠点だと思っておりますが、それだけあるものを中期経営改善策では、それぞれ百拠点ずつですから合計で二百拠点、六百四十三を二百拠点にする、大体三分の一ぐらいに集約する計画になっていると思っておりますけれども、それでよろしいですか。

○井上参考人　中期改善計画そのものは、端的に言えば、市場の競争、市場の変化とか、先ほどもちよつと触れました接続料金の将来的なものも含めまして事業をしっかりとしたものにしていかなきゃいかぬということで、今までも当然いろいろな形で効率的な経営をやってきたつもりでございますが、そういう市場の変化が非常に激しいので、それに対応してきちっとしたものにしていくということを進めているわけです。

今お話のありました営業窓口の集約そのものについては、お客様の利用の実態とか地域の立地条件、こういうものを考えまして、お客様のサービス品質も考えまして計画をしているところでございまして、おっしゃるように平成十四年度までに現在の三分の一ぐらいに集約する計画でございます。

ただ、具体化そのものは、どのところをどうするかというのはまだ社内で行ういろいろ検討を進めている段階でございます。

○矢島委員　二百ぐらいに統合をされるわけですが、今社内ではこれから具体化するということですから、各県別でこの集約状況はどうなっているのか、あるいはこれからどうしようとしているのか、あるいはその計画ができた段階で、今ここでお答えいただくのは大変ですから、ぜひそういう資料をいただきたい、資料ができた段階でお願い

したいと思います。

ただ、先ほども申したように、私は地元が埼玉県なんです。埼玉県の計画はどんなふうになっているか、わかりますか。

○井上参考人　今具体化していないと御説明しましたように、まだ埼玉県でもかつり固まっていますわけではございません。

ただ、ちよつと付言しますと、サービスの、営業窓口へ実際に来られる方の内容が大部分と変わってきておりますので、そのあたりも踏まえてやっておりますので、よろしく願います。

○矢島委員　いろいろと変わってきているということはわかりますが、実際にその地域の窓口がなくなってしまうわけです。ですから、これは住民にとつては大変なことなんです。

まだこれから計画だとおっしゃれますが、私は埼玉なんです、いろいろと調べてみましたら、二十四を七にするんじゃないかということで、これは確定かどうかは別として、後で資料をいただければというときに確認させていただきますけれども、二十四あるのが今七つに減らさるようとしていいます。北海道だと二十五が九、富山が八が二、石川が八が三、福井が六が二、兵庫県は三十二を十一、徳島は七あるところを三つ、それから高知県が九つを三つ、こういうふうに変化削減される計画があるんだらうと思うんです。ただし、具体化された段階で教えていただきたい。

私はここで、郵政大臣あてにこの問題での意見書が来ていると思うんですよ。「NTT須崎営業所窓口の閉鎖計画をとりやめ、存続を求める意見書」というので、高知県須崎市議会議員の名前で議会が行ったというんです。そのことを聞こうとするわけじゃないですから、意見書はお持ちにならなくて結構です。

この意見書を読みますと、NTTは七月に、東日本、西日本、長距離、持ち株会社に四分割しました。高知県では「黒字構造への転換」、「営業力強化」などを理由に、現在ある九か所の営業窓口の内六か所を閉鎖し、

し、わずかに「三か所を残す」という計画を進めており、須崎営業所は十一月末に閉鎖予定で

す。高知県は、東西に長く、山間部が圧倒的に多く、その上交通の便が悪くて窓口で手続きするには半日仕事どころか、一日つぶさないといけない地域が相当増えると推定されます。特に、高齢者には大仕事になりそうです。

営業窓口の廃止は利用者に不利益を強いるだけでなく、過疎化に拍車をかけ、地域の活性化に逆行し、地域生活に多大の負担を強いるものです。

よって、NTT須崎営業所窓口の閉鎖計画をとりやめ、存続させるよう求めるものです。こういう大臣あての意見書が送られているだろうと思ひます。

そこで、こういう、過疎化にも拍車をかける、それから地域の活性化に逆行する、こういう状況も地域によつては生まれてくるわけです。そういう点を十分考えなきゃならないだろう。

とりわけ、こういうのもあるわけです。ことし三月に入ってから、佐渡島にある営業窓口がなくなると地元紙で報道され、佐渡島でも、市と九カ村のうち七議会で営業窓口存続の請願が採択されました。

この請願書によりまして、中期事業計画の業務改善施策では、佐渡営業所は廃止され、新潟支店に統合されるということです。こうした計画がそのまま実施されますと、地元の行政、企業、住民へのサービス低下はもとより、情報化時代に対応する施策のおくれ、職場の減少そして災害時の不安など、そのマイナスははかり知れませんというの、この佐渡の状況の請願書の中身です。

先ほど、一番最初に埼玉の問題を挙げましたが、上尾の営業所から大宮だといえ、これは交通の便からいってすぐ行けますから、まあまあ住民が我慢すればそれなりの我慢がでないわけじゃない。ところが、今挙げた高知の問題も、それから、とりわけ佐渡の場合には、佐渡が閉鎖

されたら船で行かなきゃならないですよ、新潟まで行ったり来たり。これは地域の住民の皆様にとつては非常に重大な問題だと思ふんです。

そこで大臣、ユニバーサルサービスの観点からいっても、サービスの低下というのはやはり避けなさいいけないし、むしろ競争によってサービスが向上するという方向での分割再編という事態で予想したわけですよ。しかし、こういう事態が起こっている、このことは、つまり全国にある窓口が三分の一に減ってしまうという事は、私は明らかにサービスの低下だと思ふんですが、大臣どのように。

○八代国務大臣 須崎を初め具体的な例をお示しただきながらお述べになっておりますけれども、昨年の十一月にNTTが発表した中期経営改善策では、業務運営体制の効率化という観点から、営業拠点を統廃合して現在の三分の一程度に削減するという事になっているわけですね。

全体を見ますと、今までが過剰なサービス過ぎたのかなというところが、これも考えなさいいけませんね。それでまた、非常に都市化されていく、そういう時代の状況の中、あるいは道路網もよくなった。何といったって電話屋さんですから、これはもう電話で済むことは電話で済むじゃないのというものもあつて、過剰なサービスということもあつたかもしれない。その辺は経営の問題ですから多くは語ることはできませんけれども、いずれにしても、NTTからの報告は、営業拠点の統廃合は、NTTとして低コストかつ良質なサービスを維持するために必要な効率化施策の一環であるということでございます。

それから、営業拠点の減少によるお客様の不便を軽減するためには、まず電話、それからISDN、専用その他のサービスの新規申し込み及び電話等の端末機器の販売等については、これは一六、こうやっていただくと懇切丁寧に、その機能によつて、窓口までわざわざおいでいただくが、こちらの方から出かけていってそうした端末機器等々も含めて営業活動もするというふうな話

をしておりまして、むしろNTTが経営努力によつてかえつて今まで太り過ぎが細くなつてフットワークを生かすようになって、お客様がわざわざ出かけていることの手間が省けるという逆のいい効果も出てくるんじゃないかというふうな気がします。その辺を見ながら、いろいろそういう地域の御苦情、御陳情等々に対しまして私も私たちがもしつかり耳を傾けてはいきたいと思つております。

〔委員長退席、荒井委員長代理着席〕

○矢島委員 今までが過剰サービスだった、あるいは状況の変化の中で今度はNTTの方からはサービスの提供のために出張する、いろいろお話しがありましたけれども、実際に地域の住民の皆さん方にとっては、今までが過剰サービスなのかどうかは別として、不便になることだけは間違いないですよ。だから、やはりサービスが低下したな、こう思うし、それからこの営業窓口というのは、やはりお客様にとっては一つの地域の中心的な部分であつて、いろいろの交流の場でもあつたり、いろいろな効果を果たしてきていたんですよ、今まで。そういうものがなくなつてしまつていくことに對するいろいろな御意見があるということではぜひ心にとめておいていただきましょう。

郵政省は、一九九七年のあの郵政民営化攻撃、これが吹き荒れたときに、郵便局ビジョン二〇一〇、これを発表しました。郵便局ネットワークは、ユニバーサルサービスの一環として、民営化されればその維持ができなくなる、郵便局を民間企業ベースで運営したら大変なことになるということをおの中に述べているんですね。こういうふうに言っているわけですよ。

「郵便局は、郵便・貯金・保険等の国民生活に必要な不可欠な身近に利用できる生活基礎サービスを、全国あまねく、いつでも、公平に提供しているが、仮に「営利性、収益性」が重視される市場原理のみに基づく運営を行った場合には、不採算地域におけるサービスの維持が不可能になるものと考へる。」

つまり、市場原理による競争というのは、サービス一般を向上させるのではなくて、もうかる分野ではもうけを追求するけれども、もうからない分野では、その分野からいかに撤退しサービスを切り捨てるか、そういうものだというようなことを書いてあるわけですよ。

そこで、そのときの答申の中に、資料として資料番号七十九というのがあるんですね。その資料番号七十九に、「NTTの民営化後の支店数の推移」というのを載せているんですよ。それは、NTTの支店が民営化前の八四年には千七百あつた。ところが、九五年にはわずかに百十になつてしまつたんですね。こういう資料を今のビジョン二〇一〇の中で郵政省が載せているわけなんです。つまり、民営化すれば郵便局も減るぞ、NTTだつてこうだつたんだ、こういう資料として載せているわけなんですよ。

つまり、郵便局ネットワークと同じように、電気通信インフラを、これもネットワークですね、全国すべての地域とつながっている、このことが意味があるんですね。コストから見ますと、インフラを整備し維持するコストが高い地域もあれば低い地域もあります。コストが高いからといってそこを切り捨ててしまつたら、それはネットワーク自身が成り立たないことになるわけですね。

今NTTがやっていることは、この電気通信ネットワークに不可欠なサービス、窓口の問題、こういうものを削減するということですから、NTTが、電気通信インフラを全国に張りめぐらせる唯一の電気通信事業者として、まさしくユニバーサルサービス提供者の義務を法律で義務づけられている。国民生活に不可欠な電話の役割のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与し、そのことを通じて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならぬ、こうなっているわけですよ。

そこで私たちは、こうした事態を予想して、利用者サービスが低下するような分割再編というこ

とにならないよう主張し、大臣も利用者サービスの低下ということはあつてはならないと答弁している。しかし、こういう状況を見ますと、どうも私たちの指摘したことが現実の問題になり、実際にこの国会で約束されたことがほごになっているのではないかと思ふのです。

そこで、窓口の問題はこれくらいにしまして、時間がなくなりますので保守の問題に入っていきます。

今も私申しましたように、もうからない分野でのサービスの撤退、こういう一つの例として、ネットワーク維持経費、つまり保守費用、これを削減していくという問題があるわけですよ。

今回の長期増分費用方式モデルをめぐって、日本のNTTの設備の耐用年数、これが諸外国に比べて半分だということが問題になりました。これは逆に、償却し切つた資産は、実際に使っているけれども経費はかからないということになるわけですよ。

そこで、NTTの有価証券報告書をちよつと調べてみました。九九年三月末現在のNTTの有形固定資産税、建物や機械設備などの取得原価は二十六兆三千五百二十八億円、このうち既に十七兆八千三百八十四億円は減価償却しております。簿価は、既に取得価格の三分の一、八兆五千四百一十億円、こうなっています。

NTTの中でも、また利用者の中でも、一雨苦情五千件という言葉があるんですよ。社長あたりは知らないと思いますが、職場の中ではそういう話があるんです。これはどういふことかといひますと、雨季になりますと極端に電話の故障というのが増加するんです。だから、一雨降りますと五千件も苦情が寄せられる、こういうのをあらわした言葉なんですよ。

つまり、電話局から家庭の電話をつないでいるあのメタルケーブル、これがいわゆる耐用年数を過ぎてそのまゝになつていて、雨季に入ると絶縁状態が悪くなつて、電話の故障が次々と起こる。だから、古いケーブルを張りかえないでそのまゝ

使っているところの問題があるんだから、これは早く張りかえることが必要だという意見はこれまでも多分NTTには寄せられていると思うのです。

長期増分費用モデル研究会は、光ファイバー、デジタル交換機の経済的耐用年数が、光ファイバーだと十一・二年、デジタル交換機だと十一・九年、こう報告していますが、このネットワークのほとんどを形成しているメタルケーブルの実質的な耐用年数というのがこの報告になかったのです。

そこで、調べてみましたら、このメタルケーブルを、NTTでは法定では十三年、こうしていると思うのです。現実には一体どれくらいこのメタルケーブルを使用しているのか、お答えいただきたい。

〔荒井委員長代理退席、委員長着席〕

○井上参考人 メタルケーブルが量的には非常に多いわけですが、これは建設後も非常に長く使っているものも確かにございますし、また、道路の掘削その他によって比較的早くするというようなものもござります。実際は、非常に量が多いので、きちっとした数字は整理してはございませんが、大体、この法定耐用年数の十三年程度じゃないかというふうに我々は考えております。

○矢島委員 平均しますと大変な数字だろうと思うのですが、私、調べてみました。一九七三年、それから二十七年間張りつ放しがあるのです。それから、その次のだと、一九七五年に張ったものがそのまま使っています。一九七七年に張られたメタルケーブルもいまだに使っています。いろいろ私調べてみまして、そういう事実を知りました。今社長が答えた十三年前後かというようなものじゃなくて、大体倍ぐらいですね、二十七年とか二十五年とか、こういうメタルケーブルがいまだに使われているというわけですよ。

既にこれは償却済みの資産ですね。ですから、NTTにとっては、経費はかからない、収益だけの上がってくる。国民利用者にとっては、故障の

原因となり、苦情のもととなっている。こうしたケーブルはぜひ張りかえていくべきだと思うのですが、しかし、この長期増分費用方式の導入で経費削減がより一層迫られる、こうした張りかえは一層行われなくなってしまうんじゃないかという心配を私はするわけです。

もっと重要な問題は保守の問題で、私は阪神・淡路大震災のときにやはりこの問題を取り上げました。重大な事故が発生したときの状況です。

もう一つ、最近では、九八年五月五日に、大阪淡路ビルの電力故障、これは十時間以上通信が途絶えました。これによって、一〇番の緊急連絡がだめになりました。銀行のATMもだめになりました。飛行機の管制もだめ。電話だけでなく、多くの生活インフラに多大な影響を与えたのがこの大阪淡路ビルでの電力故障だったと思います。

この淡路局というのは、いわゆる有人保守体制のない無人局だったのです。ですから、一たび事故が起こりますと、現代社会でいけば神経のよる電気通信ネットワークが麻痺してしまう、社会生活にさまざまな重大な影響を与えるのです。

この長期増分費用方式で計算された検証のしようもない仮定の保守経費、これと競争して現実のネットワークの保守経費を切り縮める、こういうことが要求されているわけですが、ネットワーキングの保守を後退させない、こういう保証はどこにあるのですか、社長。

○井上参考人 確かにメタルのケーブルなんかで長く使えば補修費がかかる、それを平均的に先ほど数字的に言ったわけですが、今回の長期モデル方式では、確かに最新の設備を入れるという部分をベースにして、それに転移補修経費を掛けてやるということでございますから、現実の保守経費と離れているところはございます。

したがって、その体制に向けて我々も効率的な保守体制をつくっていくということが必要だというふうに考えておりますので、例の四年というの、そういう経過の中で効率的な体制をつくるた

めの時間的な余裕というふうに御理解いただければ、そうすればサービスは落とさないで済むというふうに思っております。

○矢島委員 いろいろサービス低下の問題の中で、研究開発の問題で一つ聞きたいのです。

研究開発の問題で、実は、ここに「NTT R & Dの系譜」という本を持てまいりましたが、私はこれを読みました。いかに今まで電気通信サービスを支えていくための最新技術というものが地道な研究によって開発されてきたかということがよくわかる本です。

この前文のプロログのところに、武蔵野研究開発センターの庭に、一九五〇年ですが、建てられた石碑の文章、これが載っているのです。「知の泉を汲んで研究し実用化により世に恵を具体的に提供しよう」、この文章は、初代所長の言葉がそこに刻まれているわけです。この言葉は、五十年たった今でも研究者たちの精神的バックボーンとして生きているのだということが述べられています。

NTT法では、もちろん御案内のとおり、今後の社会経済の発展に果たすべき電気通信の役割というところで、「公共の福祉の増進に資するよう努めなければならぬ」。こういう文章が書かれております。

そこで、今NTTの研究所というのは、持ち株会社に置かれていますから、その費用は各事業所から拠出されている。東では八百五十億円負担していると思います。今までは日本の電気通信の基盤技術、こういうものを支えてきた、これから支えることが期待されるのがこのNTTの研究開発だと思っております。

ところが、どうも最近、競争政策の進展を理由に目先のもうけ本位の研究開発、こういう方向に傾いているのではないかと私は心配しているわけです。そうなるのであれば、今読み上げましたNTT法の精神、あるいは、碑に書かれた世に恵みを与えていくのだというこの精神、こういうもの等に相反することになって、長い目で見たとき

にはNTT自身のためにもならないのではないかと私は思うのです。

そこで、東日本会社の社長さんにお伺いします。こういう研究を進めていくという法の精神や目的、これについてどういうふうにお考えですか。

○井上参考人 今回の再編の一番の目玉の一つがこの研究開発体制の維持だと思っております。したがって、これを持ち株に置きまして、基礎、基盤の研究体制をきちっとつくっていくということで、研究部隊の大きなところはここに入っております。その基礎、基盤についてはバランスのいい研究開発をしておりまして、その成果の普及、それから我が国の電気通信のそれに伴う発展、これについては、我々としても従来以上に意識してやっておりますのでございます。

○矢島委員 時間になりました。

私は、NTTの方には労働条件の問題でお聞きしたいということを通告しておりました。私は実は、九八年のこの通信委員会では、あれは三浦人事労働部長だったと思えますけれども、単身赴任が五千九百名、それから自殺者も十七人いるというようなやりとりをやったわけですが、そういう数字について、最新の数字、これは後で結構でございます、もう時間がございませんで。せっかく御用意いただいた答弁だろうと思いますが、お願いしたい。

それから、NTTの先ほどの研究所の問題ですが、配転が行われております。その中でも、病気のために配転に対して何とか配慮してくださいという、医者の診断書も提出してあるのですが、しかし、配転させられるという話も聞いているので、やはり、働いている労働者がいい環境で伸び伸びと仕事ができるというのをつくるのが、効率ある会社運営のためにも必要だと思っております。ただ、単身赴任で、言っちゃいますと、あのときには、労働部長は何とかこれは改善する方向で取り組むというお話も承ったのです。

いずれにいたしましても、長期増分費用方式の導入を前提として、先ほど来言われている日米交

渉の問題、N T Tの公共性、あるいは労働者の労働条件、サービスの問題、私はいろいろ挙げてまいりましたけれども、こういういろいろな状況の中でできるだけ情報公開をするということ、それからやはり、国民利用者の側から検証していくことができないような状況をつくるということ、それから、日本の電気通信インフラの維持、こういうものに大変いろいろな懸念がこの委員会の中で今までもあったわけです。そういう意味で、この長期増分費用モデル方式導入というの問題がある。と私たちは認識しております。

○前田委員長 次に、内閣提出、電子署名及び認証業務に関する法律案を議題といたします。

電子署名及び認証業務に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○八代国務大臣 電子署名及び認証業務に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、インターネット等の急速な普及に見られるように、国民生活一般にまでネットワーク化が進展していることに伴い、電子商取引を始め、電子政府の構築、教育分野におけるインターネットの活用、在宅勤務、在宅医療等、国民の多様なライフスタイルの実現に向け、情報通信は二十一世紀における我が国の重要な社会経済基盤として大きく期待されております。

このように情報通信に対する期待が高まる中、インターネットでは相手方と対面せずに情報がやりとりされるため、情報の受信者が、発信者が本当に本人であるかどうか、情報が途中で改変されていないかどうかを確認できる仕組みが必要とされており、現在、その有効な手段として電子署名及び認証業務が利用され始めております。

しかしながら、電子署名及び認証業務につきましては、その法的な位置づけについて明文の規定がなく、電子商取引等の普及の妨げになっているのではないかと指摘がある一方、国際的には既に各国で法整備が進められており、我が国においても早急に法整備を行うことが必要とされております。

そこで、電子署名及び認証業務の円滑な利用を確保し、ネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図り、国民生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与する観点から、今般、この法律案を提案した次第でございます。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、電磁的記録に記録された情報について本人による一定の電子署名がなされているときは、その電磁的記録は真正に成立したものと推定する旨の規定を設けております。

第二に、認証業務のうち一定の基準を満たす特定認証業務について、これを行うこととする者は、主務大臣の認定を受けることができることとし、その認定に関する要件、認定を受けた者の義務及び表示に関する規定を整備しております。

また、外国において特定認証業務を行う者についても主務大臣の認定を受けることができることとするほか、主務大臣は、特定認証業務の認定に当たり、その指定する指定調査機関に認定に関する調査の全部または一部を行わせることとしております。

第三に、認定の制度の円滑な実施を図るため、主務大臣は、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、特定認証業務を行う者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めることとするほか、電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、国は、教育活動、広報活動に努めることとしております。

以上のほか、利用者が認定認証事業者等に不実の証明をさせる行為についての罰則を規定するほか、必要な規定を整備することとしたしております。

ます。

なお、この法律は、一部を除き、平成十三年四月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○前田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時九分散會

電子署名及び認証業務に関する法律案

電子署名及び認証業務に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 電磁的記録の真正な成立の推定（第三条）

第三章 特定認証業務の認定等（第四条―第十条）

第一節 特定認証業務の認定（第四条―第十条）

四 条

第二節 外国における特定認証業務の認定（第十五条・第十六条）

第四章 指定調査機関等

第一節 指定調査機関（第十七条―第三十条）

第二節 承認調査機関（第三十一条―第三十二条）

二 条

第五章 雑則（第三十三条―第四十条）

第六章 罰則（第四十一条―第四十七条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより

り、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができ、情報のいずれにも該当する措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

三 この法律において「特定認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

第二章 電磁的記録の真正な成立の推定

第三条 電磁的記録であつて情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に

成立したものと推定する。

第三章 特定認証業務の認定等

第一節 特定認証業務の認定

(認定)

第四条 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る業務の用に供する設備の概要

三 申請に係る業務の実施の方法

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格事項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項又は第十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（認定の基準）

第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 申請に係る業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。

三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

第一類第十一号 通信委員会議録第九号 平成十二年四月二十日

が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

2 主務大臣は、第四条第一項の認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係る業務の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

(認定の更新)

第七条 第四条第一項の認定は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四条第二項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(承継)

第八条 第四条第一項の認定を受けた者（以下「認定証事業者」という。）がその認定に係る業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定証事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定証事業者の地位を承継する。ただし、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第五条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(変更の認定等)

第九条 認定証事業者は、第四条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第四条第三項及び第六条の規定は、第一項の変更の認定に準用する。

4 認定証事業者は、第四条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十条 認定証事業者は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務に関する帳簿書類)

第十一条 認定証事業者は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（利用者の真偽の確認に関する情報の適正な使用）

第十二条 認定証事業者は、その認定に係る業務の利用者の真偽の確認に際して知り得た情報を認定に係る業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(表示)

第十三条 認定証事業者は、認定に係る業務の用に供する電子証明書等（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録その他の認定業務の用に供するものとして主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に、主務省令で定めるところにより、当該業務が認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電子証明書等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十四条 主務大臣は、認定証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第五条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第六条第一号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第九条第一項、第十一号、第十二号又は前条第二項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により第四条第一項の認定又は第九条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二節 外国における特定認証業務の認定

第十五条 外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 第四条第二項及び第三項並びに第五条から第七条までの規定は前項の認定に、第八条から第十三条までの規定は同項の認定を受けた者（以下「認定外国認証事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第二項中「何人も」とあるのは、「認定外国認証事業者は」と読み替へるものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定若しくはその更新又は前項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が外国の法令に基づく認証業務に関する制度で第四条第一項の認定の制度に類するものに基づいて当該外国にある事務所により認証業務を行う者である場合であつて、我が国が当該外国と締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要があると認めるときは、それらの者に対して、前項において準用する第六条第二項（前項において準用する第七条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に代えて、主務省令で定める事項を記載した書類の提出をさせることができる。

4 前項の場合において、これらの者から当該書類の提出があつたときは、主務大臣は当該書類を考慮して第一項の認定若しくはその更新又は

第二項において準用する第九條第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。
(認定の取消し)

第十六條 主務大臣は、認定外国認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 前條第二項において準用する第五條第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 前條第二項において準用する第六條第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
三 前條第二項において準用する第九條第一項若しくは第四項、第十一條、第十二條又は第十三條第二項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により前條第一項の認定又は同條第二項において準用する第九條第一項の変更の認定を受けたとき。
五 主務大臣が第三十五條第三項において準用する同條第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 主務大臣が第三十五條第三項において準用する同條第一項の規定によりその職員に認定外国認証事業者の営業所、事務所その他の事業場において検査をさせようとした場合において、その検査を拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
第四章 指定調査機関等
第一節 指定調査機関
(指定調査機関による調査)
第十七條 主務大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第六條第二項(第七條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。)、第九條第三項(第十五條第二項に

において準用する場合を含む。))及び第十五條第二項において準用する場合を含む。))の規定による調査(次節を除き、以下「調査」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
2 主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して第四條第一項の認定若しくはその更新、第九條第一項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))の変更の認定又は第十五條第一項の認定若しくはその更新のための審査を行わなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、第四條第一項の認定若しくはその更新、第九條第一項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))の変更の認定又は第十五條第一項の認定若しくはその更新を受けようとする者は、指定調査機関が行う調査については、第四條第二項(第七條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))及び第十五條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。
4 指定調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

(指定)
第十八條 前條第一項の規定による指定(以下「指定」という。)は、主務省令で定めるところにより、調査を行うおとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。
(欠格条項)

第十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
二 第二十九條第一項の規定により指定を取り消され、又は第三十二條第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に二號のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第二十條 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三 調査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて調査が公正になるおそれがないものであること。
四 その指定をすることによつて申請に係る調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)
第二十一條 主務大臣は、指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所並びに調査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の更新)
第二十二條 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 第十八條から第二十條までの規定は、前項の指定の更新に準用する。
(秘密保持義務等)
第二十三條 指定調査機関の役員(法人でない指定調査機関にあつては、当該指定を受けた者。次項並びに第四十三條及び第四十五條において同じ。))若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(調査の義務)
第二十四條 指定調査機関は、調査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならない。
(調査業務規程)
第二十五條 指定調査機関は、調査の業務に関する規程(以下「調査業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 調査業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした調査業務規程が調査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その調査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
(帳簿の記載)
第二十六條 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存し

第二項において準用する第九條第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。
(認定の取消し)

第十六條 主務大臣は、認定外国認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 前條第二項において準用する第五條第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 前條第二項において準用する第六條第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
三 前條第二項において準用する第九條第一項若しくは第四項、第十一條、第十二條又は第十三條第二項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により前條第一項の認定又は同條第二項において準用する第九條第一項の変更の認定を受けたとき。
五 主務大臣が第三十五條第三項において準用する同條第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 主務大臣が第三十五條第三項において準用する同條第一項の規定によりその職員に認定外国認証事業者の営業所、事務所その他の事業場において検査をさせようとした場合において、その検査を拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
第四章 指定調査機関等
第一節 指定調査機関
(指定調査機関による調査)
第十七條 主務大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第六條第二項(第七條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。)、第九條第三項(第十五條第二項に

において準用する場合を含む。))及び第十五條第二項において準用する場合を含む。))の規定による調査(次節を除き、以下「調査」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
2 主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して第四條第一項の認定若しくはその更新、第九條第一項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))の変更の認定又は第十五條第一項の認定若しくはその更新のための審査を行わなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、第四條第一項の認定若しくはその更新、第九條第一項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))の変更の認定又は第十五條第一項の認定若しくはその更新を受けようとする者は、指定調査機関が行う調査については、第四條第二項(第七條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))及び第十五條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。
4 指定調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

(指定)
第十八條 前條第一項の規定による指定(以下「指定」という。)は、主務省令で定めるところにより、調査を行うおとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。
(欠格条項)

第十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
二 第二十九條第一項の規定により指定を取り消され、又は第三十二條第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に二號のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第二十條 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三 調査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて調査が公正になるおそれがないものであること。
四 その指定をすることによつて申請に係る調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)
第二十一條 主務大臣は、指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所並びに調査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の更新)
第二十二條 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 第十八條から第二十條までの規定は、前項の指定の更新に準用する。
(秘密保持義務等)
第二十三條 指定調査機関の役員(法人でない指定調査機関にあつては、当該指定を受けた者。次項並びに第四十三條及び第四十五條において同じ。))若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(調査の義務)
第二十四條 指定調査機関は、調査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならない。
(調査業務規程)
第二十五條 指定調査機関は、調査の業務に関する規程(以下「調査業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 調査業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした調査業務規程が調査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その調査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
(帳簿の記載)
第二十六條 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存し

第二項において準用する第九條第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。
(認定の取消し)

第十六條 主務大臣は、認定外国認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 前條第二項において準用する第五條第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 前條第二項において準用する第六條第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
三 前條第二項において準用する第九條第一項若しくは第四項、第十一條、第十二條又は第十三條第二項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により前條第一項の認定又は同條第二項において準用する第九條第一項の変更の認定を受けたとき。
五 主務大臣が第三十五條第三項において準用する同條第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 主務大臣が第三十五條第三項において準用する同條第一項の規定によりその職員に認定外国認証事業者の営業所、事務所その他の事業場において検査をさせようとした場合において、その検査を拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
第四章 指定調査機関等
第一節 指定調査機関
(指定調査機関による調査)
第十七條 主務大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第六條第二項(第七條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。))第九條第三項(第十五條第二項に

なければならぬ。

(適合命令)

第二十七条 主務大臣は、指定調査機関が第二十条第一号から第三号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十八条 指定調査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十九条 主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第二十五条第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行ったとき。

四 第二十五条第三項又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣による調査の業務の実施)

第三十条 主務大臣は、指定調査機関が第二十八条第一項の規定により調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第一項の規定により指定調査機関に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十七条

第二項の規定にかかわらず、調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 主務大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第二十八条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 承認調査機関

(承認調査機関の承認等)

第三十一条 主務大臣は、第十五条第二項において準用する第六條第二項(第十五条第二項において準用する第七條第二項及び第九條第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下この節において「調査」という。)の全部又は一部を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、これを承認することができる。

2 主務大臣が前項の承認をしたときは、第十五条第一項の認定若しくはその更新又は同条第二項において準用する第九條第一項の変更の認定を受けようとする者は、前項の承認を受けた者(以下「承認調査機関」という。)が行う調査については、第十五条第二項において準用する第四條第二項(第十五条第二項において準用する第七條第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第二項において準用する第九條第二項及び第十七條第三項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、承認調査機関に申請をすることができる。この場合において、主務大臣は、承認調査機関が次項の規定により通知する調査の結果を考慮して第十五条第一項の認定若しくはその更新又は同条第二項において準用する第九條第一項の変更の認定のための審

査を行わなければならない。

3 承認調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

4 承認調査機関は、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

6 第十九条から第二十二條までの規定は第一項の承認に、第二十四條から第二十七條までの規定は承認調査機関に準用する。この場合において、第二十五條第三項及び第二十七條中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替へるものとする。

(承認の取消し)

第三十二条 主務大臣は、承認調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第三項若しくは第四項の規定又は同条第六項において準用する第二十一條第二項、第二十四條、第二十五條第一項若しくは第二十六條の規定に違反したとき。

二 前条第六項において準用する第十九條第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 前条第六項において準用する第二十五條第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行ったとき。

四 前条第六項において準用する第二十五條第三項又は第二十七條の規定による請求に応じなかったとき。

五 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

六 主務大臣が、承認調査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて調査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

七 主務大臣が第三十五條第三項において準用

する同条第二項の規定により承認調査機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 主務大臣が第三十五條第三項において準用する同条第二項の規定によりその職員に承認調査機関の事務所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(特定認証業務に関する援助等)

第三十三条 主務大臣は、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、特定認証業務を行う者及びその利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(国の措置)

第三十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定証証事業者に対し、その認定に係る業務に関する報告をさせ、又はその職員に、認定証証事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、

書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第一項の規定は認定外国認証事業者に、前項の規定は承認調査機関に、それぞれ準用する。
4 第一項及び第二項（それぞれ前項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項（それぞれ第三項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）
第三十六条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 第四條第一項の認定又はその更新を受けようとする者

二 第九條第一項（第十五條第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定を受けようとする者

三 第十五條第一項の認定又はその更新を受けようとする者

2 指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。

（主務大臣と国家公安委員会との関係）

第三十七條 国家公安委員会は、認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定に係る業務に関し、その利用者についての証明に係る重大な被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

（審査請求）

第三十八條 この法律の規定による指定調査機関の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることが

できる。

（経過措置）

第三十九條 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務大臣等）

第四十條 この法律における主務大臣は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三十三條にあつては、総務大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。

第六章 罰則

第四十一條 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前二項の罪は、刑法第二條の例に従う。

第四十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第二項の規定に違反した者

二 第二十三條第一項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者

第四十三條 第二十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項の規定に違反して第四條第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

二 第十一條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

三 第三十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十五條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十八條第一項の規定に違反して調査の業務の全部を廃止したとき。

三 第三十五條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第四十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二條第一号又は第四十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十七條 第九條第四項又は第十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は平成十三年三月一日から、附則第四條の規定は商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

第二條 第十七條第一項の規定による指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十八條から第二十條まで、第二十一條第一項並びに第二十五條第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

（検討）
第三條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部改正）
第四條 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部を次のように改正する。

（電子署名及び認証業務に關する法律の一部改正）
第二百五十條の次に次の一條を加える。
（電子署名及び認証業務に關する法律の一部改正）
第二百五十條の二 電子署名及び認証業務に關する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第八條中「若しくは合併が」を「合併若しくは分割（その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）が」に、「若しくは合併後」を「合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。

理由
電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るため、電子署名に關し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に關する認定の制度その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。